

## 平成 27 年 第 3 回 相 楽 東 部 広 域 連 合 議 会 定 例 会

日 時 平成 27 年 12 月 1 日 ( 月 )

9 : 30 ~ 15 : 50

～速記録～

◎議長 (畑 武志)

皆さんおはようございます。議員の皆様には何かとご多忙のところ全員ご出席いただき厚くお礼申し上げます。本定例会に付議されました案件について、よろしく御審議くださいますとともに、円滑な議会運営にご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。本日、裁判等に係る説明要員といたしまして、波多野環境課指導員を招致しておりますので、よろしくお願い致します。ただ今から、平成 27 年 第 3 回 相 楽 東 部 広 域 連 合 議 会 定 例 会を開会します。松本広域連合長、あいさつ

◎広域連合長 (松本 勇)

はい。議長。皆さんおはようございます。本日は、平成 27 年第 3 回定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中、全員の御出席いただきまして厚くお礼申し上げます。また、日頃は広域連合の運営に対しまして、格別の御協力、御尽力を賜っているところでございます。この場をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げます。「テールアルメ擁壁及び周辺土地の変状による損害賠償請求事件」につきましては、大阪高等裁判所において控訴審が継続しているところでございます。これまで 7 回の口頭弁論が開催され、本日、12 月 1 日でございますが、第 8 回口頭弁論が開催されることとなっております。今までの裁判の状況等につきましては、本議会での一般質問にも取り上げられておりますので、詳細はその際にお答えさせていただきたいと思っております。さて、本定例会におきましては、平成 26 年度の決算認定、平成 27 年度補正予算及び条例の一部改正 1 件の計 3 件について御審議をお願い申し上げるものでございます。各議案の内容につきましては後ほど御説明申し上げますが、なにとぞよろしく御審議いただきまして、御議決を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

◎議長 (畑 武志)

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。日程第 1、会議録 署名議員の指名を行います。本定例会 会議録 署名議員は、会議規則第 121 条の規定によって、5 番、西岡良祐議員、6 番、廣尾正男議員を指名いたします。日程第 2、会期の決定を議題といたします。おはかりいたします。本定例会の会期は、本日の 1 日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

◎議長（畑 武志）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日の 1 日間と決定いたしました。日程第 3、閉会中の委員会調査報告を求めます。はじめに、総務厚生常任委員長 廣尾正男議員。

◎6 番（廣尾 正男）

皆さん、おはようございます。総務委員の廣尾でございます。総務厚生常任委員会からの報告を行います。本委員会は、11 月 10 日午前 9 時 30 分から和東町体験交流センター会議室において、所管する事業の事務調査を行いました。まず、平成 26 年度決算の概要について、続いて平成 27 年度事務事業の進捗状況ということで 10 月末時点の予算執行状況について、総務課及び環境課が所管する事業に関して説明がありました。平成 26 年度決算については委員会では特に質疑はなく、今年度事業の進捗状況については概ね順調ということでこれらの調査を終えました。続いて、テールアルメ擁壁訴訟控訴審及びごみ処理検討委員会の状況等についての報告がありました。地元との協定によるクリーンセンターの稼働期間があと 3 年余りとなる中、早期に今後の方向性を決定していく必要があるなどの意見が出されましたが、本件につきましては、本議会の一般質問でも取り上げられておりますので、詳細は省略させていただきます。以上で 11 月 10 日に実施した総務厚生常任委員会の報告を終わらせていただきます。

◎議長（畑 武志）

続きまして、文教常任委員長 竹内きみ代議員。

◎1 番（竹内 きみ代）

皆さんおはようございます。竹内でございます。文教常任委員会からの報告を行います。本委員会は、11 月 18 日午前 9 時 30 分から和東町体験交流センター会議室において開催いたしました。まず、平成 26 年度の決算概要及び平成 27 年度事業の進捗状況について教育委員会所管事項の報告及び説明を受けました。次に、平成 26 年度決算概要、平成 27 年度事業進捗状況を含め、所管事項についての質疑を行い、各委員からは、文化財保護のあり方とその活用、3 町村図書室の連携、学童保育・児童クラブと学校・教育委員会の連携、連立立小・中学校におけるいじめの現状と対策、南山城小学校に転入された外国籍児童への対応や学校給食の状況などについて、多くの質問があり、それぞれの事項について、教育長や事業所管課長などから説明を受けました。以上で 11 月 18 日に実施した文教常任委員会の報告とさせていただきます。

◎議長（畑 武志）

以上で報告を終わります。日程第 4、一般質問を行います。質問時間は答弁を含め 30 分以内ですので、質問及び答弁は簡潔、明瞭にしてください。一般質問は通告制でございますので関連質問は、許可いたしません。6 番 廣尾正男議員の発言を許します。

◎6 番（廣尾 正男）

議長の承認を得ましたので、只今より一般質問をさせていただきます。初めに ICT 関係につきまして、学校の ICT 環境について、より効果的な授業を行うため、教育の IT 化に向けた環境整備はどこまで進んでいるのか。教育の IT 化に向けた環境整備 4 ヶ年計画（平成 26～29 年度）に基づき、教育の IT 化に向けた環境整備はいかがなものですか。ICT 支援員については、3 番目に学習用ソフトウェア。4 番目に小学校、中学校生徒に対し、身に付けたい目標値はどのくらいにされているのか。薬物使用について、今テレビニュースになっている薬物使用について生徒、保護者にどう対応しているのか、又現状はどうなのか。3 番目に外国からの転入者について。外国の人が南山城村小学校に転入されていますが、教育出来るようにどう対応しているのかをお答えいただきたいと思います。以上です。

◎議長（畑 武志）

西本教育長、答弁。

◎教育長（西本 吉生）

おはようございます。よろしく申し上げます。廣尾議員より ICT 活用、薬物乱用、外国からの児童の転入という 3 つの質問を受けました。いずれも現代的教育課題であると認識しております。まずは ICT 活用、インフォメーション&コミュニケーションテクノロジーについてお答えします。高度情報化の進展に伴い、ICT の活用・利用は、世代を超えて広がっております。とりわけスマートフォン、タブレット等は若い世代に大いに利用されているところですが、パソコンをはじめこれら ICT 機器を学校教育に積極的に取り入れて、教育効果をあげようというのが ICT 活用です。すなわち教科の学習目標を達成するために教師や児童が ICT を活用しようというものです。具体的には、ICT を活用した学習支援教材によって基礎・基本の定着を図ること、またタブレット端末等の ICT 機器を利用した双方向型の学習によって、学習意欲を高めることなどです。連合教育委員会におきましても学校教育の重点に情報教育の充実を掲げ、そこではコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用する能力を育成すること、そのためにも各校の ICT に係る環境整備を促進することを謳って、その達成に努めているところですが、環境整備につきましては、現在のところ、全小中学校におけるコンピュータの設置、1 中学校における電子黒板の設置、学習ソフトの整備などですが、今後は、電子黒板の充実、あるいはタブレットや書画カメラの整備、ネットワークの構築等に広げていく必要があると考えています。ただ、かなりの経費を要しますので一

気に進めると言うわけには行きません。なお、情報化にも光と影があります。子どもたちには、光のみならず、不正アクセス、個人情報の流出、プライバシーや著作権の侵害、犯罪に巻き込まれる危険性、それからネット依存症等々、ネット社会の影の部分にも焦点を当てた指導が大切であると考えております。スマートフォンやタブレット端末等のアプリ、情報通信ネットワークを適切に利用するルールやマナーを身につけさせるなど、情報社会の特性を理解し、安全に利用するための取組の推進が何よりも重要であると考えております。ICT機器やソフトの整備状況につきましては後ほど学校教育課長がお答えします。2つ目の質問、薬物乱用の防止についてお答えします。先月、京都市で高校生の兄の部屋にあった大麻を小学生が吸引するという極めてショッキングなニュースが流れました。薬物乱用の低年齢化に大きな衝撃を受けたところです。今日、社会環境の急激な変化、日常のライフスタイルが変状等によって成長期にある子どもたちの心や体に及ぼす健康課題は多岐にわたっております。学校教育におきましては、健全な心身をはぐくむための基本的な知識を身につけさせるとともに、薬物乱用の防止をはじめとする現代的な健康課題への理解を深める取組が必要と求められているところです。管内の小中学校でも、児童生徒の発達段階に即して、薬物乱用等について学習しています。小学校では喫煙、飲酒、薬物乱用それぞれの害に関して、また中学校では、これらの学習内容に加え、薬物乱用の社会への影響、その要因と適切な対応について学習を深めています。教育委員会としましても、とりわけ、中学校に対しては、警察や学校薬剤師など専門家と連携し、薬物乱用防止教室あるいは非行防止教室の充実を図るとともに、教職員研修を行うなど、薬物乱用防止教育を積極的に推進していくよう指導しているところです。なお管内の現状ですが、小中学校からの喫煙、飲酒、薬物乱用に係る問題事象の報告は今のところ受けてはおりません。子どもたちが直面するさまざまな健康課題に適切に対応し、解決していくためにも、学校、家庭、地域社会の密接な連携のもとに、未来を担う子どもたちを健やかにはぐくんでいくことが、重要な課題となっております。地域連携も含めてみなさまにもよろしくお願ひします。3つ目の質問、外国からの児童の転入についてです。6月末、南山城小学校ではアラブ首長国連邦のドバイから1年生、3年生、5年生の3名の転入児童を受けました。父親は片言の英語、日本語はなんとかできますが、母親と子どもは日本語が全くできないという厳しい状況でした。家族の言語はペルシャ語、アラビア語で通訳等も簡単には見つかりません。あちこちあたって9月になって、ようやく京都府国際センターから派遣を受けることができました。教育委員会としましては、子どもたちが日本の生活に慣れること、安心して学校に通うことを優先して、2学期より単費による支援員を配置して、日本語指導と生活指導に当たってもらっています。子どもたちも徐々に南山城小学校に慣れてきて、安定した生活を送るようになってきました。外国からの子どもたちの受け入れは、子どもたち一人一人を大事にするという視点から、当人の生活と学力の保障はもちろんのこと、彼らを受け入れる南山城小学校の子どもたちにとっても豊かな体験の絶好の機会であると捉えております。まさにグローバル社会への対応の一環です。子どもたちは転入児童との触れ合いを通して思いやりの心、異文化理解、異質なものへの寛容、

国際親善などおのずと学んでいきます。この度の受け入れを通して、在校児童と転入児童が助け合い、支え合い、共に伸びていくことを大いに期待しているところですが、先日の南山城少年の主張大会における 5 年児童の意見発表に、その兆しを見ることができて大変嬉しく思いました。なお、支援員の具体的な活動と子どもの様子につきましては、学校教育課長からお答えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議長（畑 武志）

竹谷学校教育課長、答弁

◎学校教育課長（竹谷 秀俊）

おはようございます。私の方からは、ICT 関係についてと外国からの転入児童について説明させていただきます。連合小中学校における IT 化に向けた環境整備につきましては、まず、学校現場で要望の整理をお願いし、教育委員会内で整理を行いました。特に、平成 25 年度に立ち上げました、小中学校の情報教育担当者と教育委員会で構成する「相楽東部広域連合教育委員会情報教育推進会議」の場で課題を検討してまいりました。また、検討に際しましては、文部科学省が策定した「教育の IT 化に向けた環境整備 4 ヶ年計画」を参考に、連合にふさわしい、又効率的な環境整備を進めることとして、課題整理やソフトの共通化など協議を行い、平成 27 年度には予算承認をいただいて、各校のコンピュータ教室の更新を実施いたしました。今後は、先程教育長の答弁にもございましたように、電子黒板の充実、タブレット端末や書画カメラの整備、ネットワークの構築等に広げていく必要があると考えております。次にコンピュータソフトでございますが、学習用ソフトにつきましては、コンピュータ教室で使用するものとして、今年から小中学校でそれぞれ統一することにいたしました。小学校と中学校それぞれで調整いただいた結果、小学校 3 校で、授業で簡単にマイクロソフト Office を活用できるようにするソフト「学習支援ソフト(Dr. シンプラー2013)」を、中学校 2 校においては、文章や写真、図などを組合せ出版物のページ原稿を作成するソフト「(パーソナル編集長 Ver. 11)」を購入しております。その他、全校にパソコン教室管理用の「授業支援ソフト (SKYMENU Pro)」と「マイクロソフト Office Standard 2013」を購入しております。続きまして、外国からの転入生についてでございます。6 月に外国人子女 3 名の転入がありました。母親と子どもは日本語の読み書きができません。家族の言語はペルシャ語が中心ですので、通訳の支援等について、京都府山城教育局、国際課、国際センターとそれ以外にも大使館や NPO 法人等にも照会いたしましたが、日本においては希少言語ということで簡単には見つからない状況です。先程の教育長の答弁にもございましたが、9 月に京都府国際センターから通訳の派遣を受けることができ、意思疎通を深めることができました。支援員は、週 5 日、朝から 3 時間の配置となっております。1・2 校時に日本語や生活習慣を学ぶ時間として兄弟 3 名を指導しています。3 校時以降は、自分達の学年に入り他の児童と一緒にしますので、3 校時目の指導は、各教室での個別指導になります。

支援員配置の成果としましては、「担任とは別に自分達の先生として慣れ親しみ、保護者と共に信頼関係を深めることで、学校への理解や信頼を強めることができた。」また「生活に必要な日本語や生活習慣を学び、各教室での担任による指導に結びつきやすく、3名とも順調に各学級での学習に行けるようになった。」などの報告を受けていますが、「子どもたちや保護者に対して、言葉が通じないことから意思疎通に支障が生じることがある。」など課題もございます。また、母親に協力いただき、3名の生活面、精神面の支援となるよう、朝2時間子どもたちの学習に同席していただいております。引き続き、関係機関との関係を密にして、状況を整理しながら必要な対策をとっていきたいと考えております。以上でございます。

◎議長（畑 武志）

6番 廣尾正男議員

◎6番（廣尾 正男）

再質問させていただきます。ICT関係につきましては、先だって和東、笠置、南山城村に機械は導入されたようです。非常にこうして環境は少しは整ったと思うのですが、環境は整ったけども、まず問題は、小学校ですね。小学校はどこまで教えていくのか。中学校は大体どこまで教えていくのかという最終的な目標を教えてくださいのと、今現状、機械が入って生徒が基礎的なことがどれくらいできているのか。それと中学校も一緒ですが、今現状、基礎的なことは何%できているのかということをお答え願いたい。

◎議長（畑 武志）

竹谷学校教育課長

◎学校教育課長（竹谷 秀俊）

小中学校の生徒に対して身につける目標ということでございますが、小中学校ごとに説明させていただきたいと思います。学習指導要領では、小学校におきましては、「児童がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作及び情報モラルを身に付け、情報手段を適切に活用できるようにするための学習活動を充実」と記述されております。目標の例としましては、基本的な操作では、文字入力、電子メールの送受信、電子ファイル保存・整理やインターネットの閲覧等を身に付ける。情報手段の適切な活用では、様々な方法で文字や画像などの情報を収集し、調査、比較することを身に付ける。具体的には、文書の編集、図表の作成、調べたものまとめ・発表等です。続いて中学校におきましては、学習指導要領では、「生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動を充実」と記述されています。目標の例とし

ましては、小学校で身につけた基礎的な操作に関する知識を深めるとともに、課題を解決するために自ら効果的な情報手段を選んで必要な情報を収集する。様々な情報源から収集した情報を比較し、必要とする情報や信頼できる情報を選び取る。ICTを用いた情報の処理の工夫や、伝わりやすい表現等の情報を発信する技術を身に付ける等でございます。各小中学校におきまして、課題は別に設定されておりますが、それぞれ基本的なハード面が整備されましたので、学年によりまして目標は異なりますけれども、基本的な技術については、習得の方を進めていただいております。今年度コンピュータを導入しまして、先生に対する指導研修も実施しておりますし、ICTの指導員ということで先生も1名いらっしゃいます。そういった環境の中でこういった目標に向かって進めていただいているというところであります。以上でございます。

◎議長（畑 武志）

6番 廣尾正男議員

◎6番（廣尾 正男）

そうですね。小学校は基礎的なことということでございますので、一応、教える先生ですね、今、言われましたように、指導員の先生方も勉強していただいてね、教える側もちょっとは勉強もしていただいて、これからコンピュータの時代も時代でございますので、最低、中学校を卒業する時には、ある程度まで入れられるように写真とかそういうものを入れられるように基礎的なことをしてもらったら、社会に出て行く時に非常に役立つと思いますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

◎議長（畑 武志）

西本教育長、答弁

◎教育長（西本 吉生）

中学校の方の現状ですが、笠置中学校、それから和東中学校ともですね総合的な学習の時間ということで地域に出かけて行ってます。その時にいろんな資料を子どもたちがパソコンで作っております。だからいろんな資料を基に今、おっしゃったように図表とか図形とかグラフとかをうまく使いながら資料を作って、それを基に地域への発信等を行っております。

◎議長（畑 武志）

6番 廣尾正男議員

◎6番（廣尾 正男）

次ですが、薬物使用に入ります。薬物使用は、先般、テレビのニュースで皆さんもご存知だと思いますが、今、お答えいただいた中で、小中学校には問題ないというふうに聞いております。しかし薬物使用とは、どういうものかと、それからたばこかを吸うことによってどういうふうになるんやというような教育はどこでされていますか。

◎議長（畑 武志）

西本教育長

◎教育長（西本 吉生）

小学校の場合でしたら保健体育、保健の方ですね。保健の方でそれぞれ先程も申しましたように、喫煙、飲酒、それから薬物乱用というのは、こんな害がありますよというのを5年生6年生で勉強しております。もちろんこれは教科の中でやっているところです。他にも1年生から発達段階に即して、いわゆるタバコを吸ったらこんなことになるよとかいう形の指導は1年生から随時行っております。中学校の方も保健の方で、先程も報告させていただきましたように、害の中身だけではなくて、これからそれにどう対応して、自分としてはどういった生き方をしていくのかということにつきましても、保健を中心に学習を進めております。以上です。

◎議長（畑 武志）

6番 廣尾正男議員

◎6番（廣尾 正男）

そうすると小学生については、一応皆さんに教育をされているということですが、あと問題なのは保護者ですね。保護者については、どういう機会であらういうふうにして説明されていますか。

◎議長（畑 武志）

西本教育長

◎教育長（西本 吉生）

保護者の方につきましては、例えば、学校だよりとか保健だより、またPTAの活動の研修の一環の中で薬物とか防犯とかを内容にしながら、特に、中学校の方では進めてもらっているところです。またこれからのこともあると思うんですけど、そういう形で進めています。

◎議長（畑 武志）

6番 廣尾正男議員



◎6 番（廣尾 正男）

一番問題なのは、保護者だと思います。保護者にあらゆる機会を通じて、この薬物使用については、こういう危険があるということを教育をお願いしたいと思います。それでは、3番目に移らせていただきます。外国からの転入者ですが、今、南山城村に3名の方が転入されています。小学校の方です。それと保育園に1人ということで、私もはじめて知ったのですが、少年主張の発表会を聞きに行かれた方が非常に感動したと言っていました。なぜかと言うとあまり関心はないけども、聞かれた中で子どもが外国人でもみんなで手を取り合って助けていこうとこういう主張を言われて、聞かれていた保護者の人が涙がこぼれたと私に言われて、しっかり応援してあげてくださいということも聞きましたので、またある程度議員さんからも聞きましたので、それは大変やなど。やっぱり子どもだけに任さないで、大人も真剣になって、そういう人たちが来た場合については、温かく迎えるようにしてあげたいと思いますが、英語と違うんですよ。ペルシャ語ですね。小学校3人いるのに1人でうまくいけるんですか。ちょっと答弁願います。

◎議長（畑 武志）

西本教育長

◎教育長（西本 吉生）

支援員が入っていますけど、ペルシャ語でするところまでは、正直言っていっていません。なかなか通訳というのが、先ほども申しましたようにペルシャ語の通訳さんというのがすぐには見つかりませんので、それで厳しい状況があるんですが、ただ、子どもたちは、今もおっしゃったように学校の教師や支援員ももちろん大事なところなんですけど、やっぱり一番の子どもたち自信も頼りになるのは、周りの子どもたちだというふうに思っております。子どもたち自身がなかなか言葉は通じないところは、最初なんかは特にそうでしたが、だんだん日本語も少しずつ分かってきまして、子どもたちがふれあう中で日本語を少しずつ獲得していているという状況です。先ほども申しました通訳さんについても外国のセンターなどを通じて、定期的に来てもらえるようにというのは、今やっているところです。以上です。

◎議長（畑 武志）

6 番 廣尾正男議員

◎6 番（廣尾 正男）

3人もおられたら非常に子どもも戸惑うと思います。月曜から金曜日まで授業があるとしたら、時間的に1時間でも2時間でも入っていただけるように、6時間全部を入っていたら

こうと思ったらそれは大変なことなので、困った時にはいつも相談できるというのをちょっと置いていただくようにしていただいたら、ある程度、6か月もしたらだいぶ慣れてくると思います。今、大変な時期でございますので、少しその辺教育長も目を光らせて、南山城小学校にも行っていただいて、どんな現状かなということを見ていただいて、支援を願いたいと思います。それと学校の先生は増えませんか。教育長どうですか。

◎議長（畑 武志）

西本教育長

◎教育長（西本 吉生）

今のところは、先ほども申しましたように毎日3時間ですね。1、2時間目については、支援員とそこにお母さんも入ってもらっています。言葉の通じるお母さんがいてくれると子どもも安心です。3時間目は、普通の教室に入って子どもたちと一緒にという形で、今のところはこういう形で2学期中はそれでいこうということで進めています。おっしゃったように子どもというのは、日々変わってきますから、やっぱりこれだけでは無理かなとなってきたら、また3学期にその対応も合わせて考えていきたいと思っております。以上です。

◎議長（畑 武志）

6番 廣尾正男議員。3分です。

◎6番（廣尾 正男）

小学校教育は、非常に社会に出てからもずっと基礎的なことを教えますので、非常に大切な時期でございますので、小学校の時に、本当に温かく厳しく指導していただいたら、社会に出てもしっかりなってきますので、その辺支援をよろしくお願いしたいと思います。ということで私の質問を終わります。

◎議長（畑 武志）

以上で廣尾議員の一般質問が終わりました。続きまして11番 杉岡義信議員の発言を許可いたします。

◎11番（杉岡 義信）

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。平成28年度笠置小学校の在籍数の減少についてということで、質問をさせていただきます。27年度、複式になってのクラスの編成を教育の保障を考え6クラス編成をやっていただきました。相楽東部広域連合教育委員会では教育の基本理念を踏まえ、はぐくんでいただいた力を目標に掲げて小規模校の学校に対しての児童、生徒交流、職員交流、研修にも取り組んでやっていることを

感謝をしております。さて笠置町では、来年度 28 年には全校生徒が 22 名になることを聞いております。昨年も 6 年生 4 名、活躍大きな地域総がかりで携わっているスタッフが驚からされました。今年度も 6 年生、5 年生、4 年生と笠置町の大きなイベントには落語で大きく成長してくれている姿を見せてくれています。これも笠置小学校の先生方、地域の支援してくださる方の細かい指導のもとに成長している姿だと見ていただいております。少人数のクラスにとってメリット・デメリットはあると思います。指導の進め方もいろいろあると思います。これは私たちが 6 クラス編成にとか、連合長の考えとか言ってる問題ではないと思います。教育委員会も山城、府もある中で職員の定数であると思います。全国にもこのようなケースが多々あると思います。笠置町だけがいつまでもこのような形で継続できることは考えていないところがございますけれど、来年度の予算編成の時期にあたり連合長がどういう考えでおられるのか、この場で回答してくださいと言うのは無理だと思います。思いますけれど、その中の思いを聞かせていただきたいと思うわけです。あとは自席で回答をお願いします。

◎議長(畑 武志)

松本広域連合長。

◎広域連合長(松本 勇)

杉岡議員のご質問にお答え致します。来年度の笠置小学校の在籍者数がどうなるかと、現時点で確かな人数はわかりませんが、今年度の児童数は 24 名となっております。町単費で講師を採用するなど手立てを講じることによりまして、単式学級を維持しているところがございます。将来の笠置町、そして相楽東部地域を担う子どもたちへの教育は、非常に大切でありますので、現在の教育体制が維持できますよう相楽東部広域連合長として、また町長と致しましても小学校の維持に全力で取り組んで参りたいと考えております。なお、笠置小学校の状況や取組内容等につきましては、教育長の方から答弁をさせていただきます。

◎議長(畑 武志)

西本教育長。

◎教育長(西本 吉生)

杉岡議員の一般質問、平成 28 年度の笠置小学校についてお答えします。平成 27 年度、今年度ですが、笠置小学校は先ほどもありましたように、児童数 24 名でスタートしました。前年度は 26 名で複式学級でしたが、年度末に急な転出があつて本年度は 25 名を割ってしまい、学級編成基準によると複複式の 4 学級になるところですが、単費による講師の配置、さらには府教委の連合の特性への配慮によって、実質的にはなんとか単式による 6 学級で進めてきました。この 1 年間を振り返りますと、単式学級による教育効果は極めて大きかつ

たと実感しております。まずは学力面ですが、少人数による個に応じたきめ細かい指導によって、基礎、基本の確実な定着が見られ、全国学力学習状況調査、京都府学力診断テストにおいても、いわゆる全国平均、府平均を上回っております。3小学校間で月1回のペースで実施した各学年ごとの合同学習においては、学習集団の広がりによって子どもたちは日頃は3名から5名で学習をしているわけですが、合同学習ということによりまして多面的、多角的なものの見方、考え方を身につけ学習意欲、思考力、コミュニケーション能力も高めてきました。また小規模の特性を活かした小回りのきく教育活動は、笠置小ならではの教育として充実してきました。ふるさと学習の地域発信、学びの還元、落語による地域貢献などはその最たるもので、子どもたちは子どもたちなりに町の活性化を意識した取組を展開しております。さて来年度の児童数、学級数ですが、現在6年生4人です。4人が卒業して新たに4人の入学予定で、児童数の増減はありません。現在のところ、先ほど杉岡議員が22人になるのではという懸念もしていただいたんですが、これは先のことで、はっきりはしておりません。ただ、転入の方も今のところは聞いておりません。よって現状維持ということですが、先ほどもありましたように、急遽転出家庭があれば事態の悪化は否めないところです。このように、来年度の編成基準による4学級という厳しい現状が続きますが、教育委員会としましては単式による教育効果を踏まえ、出来る限り本年度の体制を維持していきたいと考えております。来年度も笠置町による支援と府教委による配慮をお願いする中で、複々式学級の実質的解消、単式学級の実質的継続に向けて努力していきたいというふうに思っております。議員の皆様方におかれましても、ご理解、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

◎議長(畑 武志)

11番、杉岡議員。

◎11番(杉岡 義信)

今、教育長答弁いただきまして、24名で22名になるんじゃないかという私が質問したことに対する答えでございますけれど、これは来年のその時期になってみないとわからないということなんですけれども、噂がひとり歩きしてるのか実際そうなのか、そういう形の中で予算を組んでいただかないと、後々困るという問題が出て来ると思いますので、こういふことで、これからも連合教育委員会、笠置小学校ならではの教育方法で児童、保護者を地域を育てる繋がりをもって、地域総がかりで育てられることを望みお願いいたしますとさせていただきます。これをもって私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長(畑 武志)

杉岡議員の一般質問が終わりました。一般質問の途中でございますがただ今から10時30分まで休憩致します。

<休憩>

◎議長(畑 武志)

休憩前に引き続いて一般質問を行います。続きまして7番、岡田勇議員。

◎7番(岡田 勇)

議長のお許しを得て一般質問を行います。まず最初にお願い申し上げます。私は事情により4年間議会を休ませて頂きました。よって私の勘違いや思い違いで失礼な質問になるやもわかりませんが、どうぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。さて、通告にあるテールアルメ擁壁及び周辺土地変状による損害賠償請求事件について現在までの経過を係争中でありますので差支えない範囲でお応え下さい。この問題については、私は当初から関わっておりましたので、私なりに考えますと相楽郡東部じんかい組合が昭和47年9月12日、笠置町、和東町、南山城村の3町で円滑なごみ処理を行うため設立をされました。平成11年4月1日に相楽郡東部クリーンセンターとして施設ができ、以後今日まで操業されてきました。しかし工事の終わりごろからテールアルメ擁壁が少しずつズレだし、関係者は不安を抱くようになりました。また建物が出来上がってからは西側の分も少し沈下するようになりました。平成16年4月、当組合議会は原因究明を求めべく100条調査委員会を設置し、約1年間をかけて27回にも及ぶ調査委員会を費やし管理者に対して意見書を出しました。それを基にして新たな形で平成18年提訴し今日に至っておりますが、皆さんも知っておられるとおり未だ解決が出来ておりません。一審では勝訴したものの控訴になり今に至っております。その間、かなりの時間が費やしておりますが、専門的なことを議論されていると聞いております。また、裁判中でもありますのでこれらの議論は避けます。ただ、この裁判はなぜやらなくてはならないのか。この変状をいち早く直したいとの思いで工事費が多額にかかるため、原因を明らかにし人災と判断をし税金で賄うことは住民の皆さんに負担をかけないよとの思いでと推察致しますが、いかがでしょうか。私の考えは少し相違があります。まず人災であろうが天災であろうが一番大切なことはなんでしょう。この変状が万が一大事な事故になった場合はどうされますか。たまたま現在に至るまでそのような事故はありませんが、今の世の中何が起こるかもわからない時代であります。起こるとも起こらないともわかりません。しかしわかることは責任をもっていち早く解決すべきです。住民の皆さんに不安に思うため対策をいくら費用がかかっても変状を直すべきであります。被害を受けるのは笠置町でもなく南山城村でもありません。一番の被害を受けるのは和東町であります。未だ手付かずで全く前に進んでいません。進んでいるのは訴訟のやり取りや責任のなすりあいであります。人の命が先なのか訴訟が先なのかよくよく考えてください。一度3町村の全ての住民の皆さんに現地を見てもらってください。見てもらえれば自ずと結果はわかります。もうこれ以上、放置することは出来ないでしょう。3人の管理者の一人一人の

答弁をお願いを致します。次に今後の運営であります。聞くところによりますと検討委員会をお願いをしているとのことですが、この施設の公害防止協定によりますと、相手方に平成11年4月1日より平成31年3月31日になっております。後3年あまりしかないのですね。この間、委員会では3つの方法があると聞きました。一つは西部塵芥に参入させてもらうこと、二つ目は民間委託をすること、三つ目はある程度の決まるまで今の契約の延長をお願いすること。このような話をされた。いずれの方法にしても時間的に余裕があるのですか。西部参入の件では既に打診をされておりますか。いつ誰に協議をされましたか。民間委託とはどのような形でされますか。また、契約の延長の件では相手方に打診されましたか。応えをください。最後になりますが、平成18年以来、今日まで組合議会の議論の中でほとんどいってもいいくらい変状を直すことの議論はなされておられません。誠に残念であります。ここで私は声を大にして変状をいち早く直すよう要望いたします。以上でございます。自席に戻り答弁を聞いたうえで再質問致します。

◎議長(畑 武志)

松本広域連合長。答弁。

◎広域連合長(松本 勇)

3首長からの回答が欲しいということでございますが、私の方から岡田議員の質問にお答えさせていただきます。ただ今、岡田議員の質問に対して、その質問に該当するかどうかについてはまた後ほど岡田議員の方からご質問を再質問いただければと思いますが、私の方からは、まずテールアルメ擁壁及び周辺土地変状に伴う損害賠償請求事件の経過についてでございます。当広域連合側、全面勝訴の第一審判決に対して株式会社ウエスコ及び日立造船株式会社が平成26年4月に控訴し、大阪高等裁判所において控訴審が行われております。控訴審での経過につきましては議員各位に配布しております経過のとおりです。これまで7回の口頭弁論が行われております。控訴人、被控訴人双方が変状の原因について専門家の意見に基づく主張を行ってまいりました。7月の定例会の翌日7月15日でございますが開催されました7回口頭弁論におきましては、裁判官から裁判所が選定した土木の専門家の意見を求め裁判を続けるとの発言がございました。その選定手続きで約4ヶ月半が動きがありませんでしたが、選定等の手続きが完了し、本日第8回の口頭弁論が午後1時30分から開廷されることとなっております。今後の日程等についてであります。本日裁判所から今後の進め方、及び日程が提示されるものと思いますのでご了解をお願い致します。次にクリーンセンターの今後の運営、ごみ処理等についてでございますが地元との協定では平成31年3月末日までの使用期限となるクリーンセンターの今後の方向性につきましてごみ処理検討委員会で検討を行っているところでございます。検討事項である平成31年度以降の東部3町村のごみ処理とごみの減量化対策については、大変重要かつ難しい課題であるということで、委員長さんからも慎重に検討されたことにより当初の予定より時間

がかかってしまいました。現在、最終段階の詰めを行っているところでございます。今回の定例会には間に合いませんでしたが、12月初旬に検討委員会が開催され、委員会での結論が出される予定でありますので今後の運営やごみ処理についてはそれを判断材料といたしまして、議員の皆様にもご相談申し上げながら出来る限り速やかにその方向性を決定してまいりたいと考えております。また、テールアルメ擁壁及び周辺土地の変状につきましては現在でも少しずつ進行している状況でございますので、状況を見ながら応急対応を行うとともに専門家の意見を聞きながら裁判の決着がつき次第、修復をすすめて参りたいと考えておりますのでご理解を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

◎議長(畑 武志)

堀広域副連合長。答弁。

◎広域副連合長(堀 忠雄)

ただ今、岡田議員より副連合長一人一人の答弁をしていただきたいということでありましたので、私の方からもお答えさせていただきたいと思っております。議員の皆さん方も少し思い出していただいたらわかるんですが、当初から今質問にもありましたこの擁壁については非常に動いております。そして当初は私も東部じんかい処理組合の理事者になった当初から擁壁が動いているということで、それと周辺土地が非があるということで、周辺の用地の提供者があったもんですから、買わなきゃならん。簡単に行かないということで裁判をやりました。そして裁判で和解勧告を受けたのがちょうど私の1期目の時だったと思っておりますので16年ぐらいのときにそれが解決したんだろうと思っております。しかし擁壁が動いてきていますが、今も岡田議員がありましたように人命が第一だと。当然であります。ただその時に一番施設の建っているところについてはボーリングがきちっとできています。動いてませんから。こちらの所が動いている。下には畑とかあります。人家まではうんもすんもいってない。そういう中で、ご案内のとおり100条調査委員会を議会で持たれました。その時の結果というのは結論から言いますと、行政にも執行側にも大きな責任があります。こういうことで直しますと。全面的に認めた中でやっていかなければならない。今後争うときには非常に行政が不利になる。こういう状況でもあります。一度100条調査委員会の内容をご覧させていただきたいと思っております。そしてその後、これはなんとかしなきゃならんということで、その結果を受けて終結を待って訴訟に踏み切りました。そして訴訟にしますが先ほど人家も危ないということが第一ですので、下の道路通る農家の方がおられます。その農家の道の上を通って緊急道を作っています。今もそれは農家から声が上がってますから、今回補正でお願いしようと思っております。急な所を降りて行きますから、もう少し緩やかにしてくださいと。これ先ほどありますように人命ということから聞かざるをえないということで今回提案させていただいた。そういう状況で一つ一つ廃棄を考えて、今となればやはり訴訟の中でやっていかなきゃならないと。もし人命で人家があつてやるとすれば何億というのがあの状態

の中で3町村財源がまず確保できませんし、本当に苦しい状況です。だがこれは重要な時期ですので、執行者側だけでは話をつけております。議会と協議をさせていただいて進めてきております。重要事項であります。もしあるならば全体責任を負うていかなければならん。こういう正確なものであります。もう一度ゆっくりと経過を見ていただいて、その上で皆さん方からのご意見、ご指導賜りますようこのように。短くしてくれということですのでこの辺で終わらせていただきます。以上です。

◎議長(畑 武志)

手仲広域副連合長。

◎広域副連合長(手仲 圓容)

ご苦労さまです。各副連合長から答弁しろということでございます。私が、連合が設立して初年度から2年間、その後2年間空きましてその後2年、昨年まで連合長をさせていただきました。岡田議員おっしゃるように、あそこの下に通っている町道は農作業を沢山の荷物を積んで通られる道路である。それで危険やという認識はございました。ところが今ある擁壁は裁判係争中であって、まだその周辺を掘り起こして中を調べたり、また今回も裁判官からこれが本当に変状であるのか、自然の災害であるのかということらへんも含めて裁判の係争中となっておりますので、あの擁壁は今潰して新しくするとはできない状況にある。ですから迂回路として玄関を通って農地に向かう道路を仮の道を作ったわけではありますが、その道がちょっと使い勝手が悪いということでございます。先ほど堀町長からもありましたように今回の補正でその仮道を直すということで予算化をいたしております。危険がありますから迂回路を通って農作業をやらしてもらおうということにしております。問題が解決しましたら、その暁には施設が使おうと使わないと関係なく町道の安全性を確保するために、きちっとした道路の確保をしなければならないということは認識を致しております。でも現時点ではテールアルメを触ることはできないわけがありますから、仮道で住民の皆さんにご理解をいただいて辛抱していただいているということでございます。この辺もご理解をいただきたいというふうに思っております。

◎議長(畑 武志)

7番、岡田議員。

◎7番(岡田 勇)

返答されましたけれど、なんか議会側にも悪いと、議会と相談していったら責任は当然行政と議会にあるようなことをおっしゃったんですけど、議論はあまりされておられません。しかし執行者はあなた方3人なんです。私らは執行者違いますよ。その点、あまり責任をなすりつけはやめておきましょう。あくまでも決定権はお三方にあるんです。だからあなた



方 3 人がやりますと言ったらやるんです。裁判所がしたらいかんということをおっしゃいましたね。間違いありませんか。ありましたか。いま触ったらあかんということをおっしゃったみたいですよ。テールアルメ。ちょっと待って。それはっきりしてくださいよ。もしくは今の時点で触らなかったらあかん。触ったらだめな証拠が、大学の先生かもしくは裁判所が弁護士が言ってるんであったらみんな一筆取って下さい。それが証拠になりますから。まずそれ一つ。それと先程も何回も言ってますように、9年経ってるんですすでに。だからあこをいっぺん、12月に先ほど私質問したように見てもらったらいいですよ。あの状況を見て誰もがこれでいいな、裁判するまでかまへんという人はおそらく誰一人とおられません。裁判終了するまで待つということですよ。そしたら例えば、裁判なんかは提訴して1審2審3審まであるんですよ。これ想定するの当たり前ですよ。だから10年15年かかるかわからんです。それまで待てということなんですか。裁判に委ねるということは結果を出すだけであって、直す直さないは執行者側ですよ。だから私は何回もお金が大事なのか命が大事なのかどちらなのか。この責任は3者方にあるんですよ。そら事情はよくわかりますよ。財政がないということも。財政がないために人の命がなくなったらどうなるんですか。今、擁壁のことをおっしゃってるでしょ。擁壁が倒れたら当然建物も倒れます。絶対倒れない保証、例えば大学の先生にも聞いて下さい。その保証付きでまた提訴して下さい。あの擁壁が倒れたら当然建物も倒れます。それが夜の時間でも、昼でも倒れたらどうなるんです。中に例えば働いてる人はどうなるんですか。当然災害が起こったら命に影響を及ぼしますね。だから擁壁だけじゃなくて建物も倒れるかもわかりませんよと私は言っているんです。その辺をもう少し、時間ないので。

◎議長(畑 武志)

松本広域連合長。

◎広域連合長(松本 勇)

先ほど副連合長の方からも現在裁判中であるということで、うかつには触れないということも事実だと思います。擁壁が壊れることで建物も壊れるんじゃないかと。そういった時に人命もという話であります。しかしそのテールアルメの上に町道が通っております。その町道もやはりその危険の一つであろうと私は思います。そういったことも含めて今回の補正で迂回路をという話をさせていただいてるわけであります。現在の裁判中であるという原因がどこにあるかという、その原因のところを触るということは、はっきり申し上げて不可能ではないか、やはりおっしゃるように入命が大事、町民の皆さん方の財産も大事、これもよくわかるんですが、やはり現在裁判中である裁判が継続中であるというこの事実もまた変わらないと私は思います。そういったことも含めて、現在今の裁判の行方を見守るしかないのではないかと。どうしても危険であるという事実が判明されれば、それは裁判の最中であっても当然その危険箇所については修復していかなければならないだろうと思いますが、

現在裁判所のいわゆる裁判の経緯を見ながらということでご理解を頂ければと私は思っております。やはり何が原因でこのようになったのか。その証拠を砕いてしまうということについては、今後の裁判に大きく支障がきたすのではないかと思われますので、その辺のところは一つご理解をいただければと思います。

◎議長(畑 武志)

7 番、岡田議員。

◎7 番(岡田 勇)

もう時間ありませんので、裁判は原因を追求してすでに1審で出てるんですよ。新たな証拠がそんなに出るもんやない。ボーリングしたり色んな調査を1審のときにすでに出ています。それが今日までまだかなり時間かかっています。だから私が言うてるのはあなた達執行者は我々3町の住民のためにも何としてもできませんかと弁護士にでも話をして、裁判所にも話をして触ってもよろしいですかという話をして下さい。それで裁判所がだめだと言うたらやむを得ません。それは、はっきりそれはだめだという証拠を示して下さい。それと終わるまで待ちましょう、これあと10年あったら待つんですか。倒れないから大丈夫だというような判断だけでしますか。いつ何時どんなこと起こるかわかりませんよ。原子力でも崩れとるんですよ。すでに見てもらったらわかりますよ。陥没2mくらいしている。そんな状況を見て倒れないという理由がありますか。もちろん私が言うてる倒れるという理由もないでしょ。しかし危機感をもって自分らが目視してたら、当然これはあかんかわからん。だから弁護士を通じてなんとか人命に関わります。だから触ってもいいですかといっぺんでもされましたか。されてないでしょ。それがあなた方が裁判を終わるまでと、そればかり。これ10年経ったらあんたら3人いやへんですよ。いやはりますか。その時責任は誰が取る。絶対という責任あったら3人共、一筆書いてください。私が責任を取りますって。そこまで真剣に考えて欲しいです。時間ありませんのでまた補正でもお話ししますが、かなり議論がされてる内容はあまり言いませんけれど、考え方そのものが非常に横着な、私に言えば。撤去作業の5500万かかりますよ。その根拠は何なの。設計図書を出して下さい。図面出して下さい。そういうこともされましたか。これまた時間があれば聞きますので、私はとりあえずお三方が真剣に住民のことを思って処理をしてくださいと。これが思いです。

◎議長(畑 武志)

堀広域副連合長。残り3分です。簡単明瞭に。

◎広域副連合長(堀 忠雄)

先ほどあなた方が責任ある。当然法的な責任は負いますが、こういった問題いわゆる議決の訴訟にしても訴訟定義というのも議決を頂きますので、そういう意味で一緒に共に考え

ていかなければならない。今申された内容についても重要な事項ですから、当然私達もご相談申し上げます。今の訴訟の中で裁判所の姿勢というのは、あそこもう1回専門の技師を入れて調査しますという段階の中で今、提案されております。うちらはそれを受けているわけですから、それと人命が大事ですから直さなきゃならん。これは今、定義中につき簡単にそうだと思いますと言ったら、これが正式な議場の場でございますので、今度は向こうの問題となりますので。問題は起こった時に申し上げておりますので、やっぱり早くしなきゃならん。それは機能的にはそういう立場を取っております。だから詳しいことには、訴訟中ですので証拠に使われる。基本的には危ない、早くやっていかなきゃならない。全面的に皆さんあなたたちの責任がありますよというのが私たちの基本姿勢であります。以上です。

◎議長(畑 武志)

これで岡田勇議員の一般質問を終わります。日程第5、認定第1号 平成26年度相楽東部広域連合一般会計決算認定の件を議題と致します。提案理由の説明を求めます。松本連合長。

◎広域連合長(松本 勇)

認定第1号、平成26年度相楽東部広域連合一般会計決算認定について、ご提案申し上げます。平成26年度の決算は、歳入総額7億777万8,957円、歳出総額6億9,817万6,597円で歳入歳出差引額960万2,360円となっております。歳出の主なものは、教育費が3億7,326万7,986円 53.46%・衛生費が2億5,020万9,337円 35.84%を占めております。前年度と比較して公債費が9,486万6,432円の大幅な減となっておりますのは、クリーンセンターに係る分が9,516万3,508円の減少となったためでございます。本決算書につきましては、地方自治法第233条第2項の規定によりまして、去る10月14日、新田晴美様、藤木貞嗣様、両監査委員さんに決算監査をお願いし、実施していただきました。よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長(畑 武志)

続いて議案の説明を求めます。説明につきましては出来るだけ簡単簡潔にお願い致します。井上管理者。

◎会計管理者(井上 浩樹)

失礼致します。それでは認定第1号、平成26年度相楽東部広域連合一般会計決算認定について、先の連合長からの提案説明と一部重複する部分もございしますが、全体を通しましての流れといたしまして、補足説明を申し上げます。また、決算の各数値のうち、主要な項目につきましては、別冊の平成26年度決算の概要説明に前年度比較表・平成26年度実績データ等を記載しておりますので、順に、こちらの資料もご覧いただきたいと存じます。それでは、

決算書をご覧ください。平成 26 年度一般会計決算の内訳でございますが、決算書の 1・2 ページに歳入の科目別内訳を記載しております。歳入合計 予算現額 7 億 256 万 6000 円 調定額 7 億 844 万 8157 円 収入済額 7 億 777 万 8957 円 収入未済額 66 万 9200 円 予算現額と収入済額との比較 521 万 2957 円 3・4 ページお願いします。歳出合計 予算現額 7 億 256 万 6000 円 支出済額 6 億 9817 万 6597 円 翌年度繰越額 0 円 不用額 438 万 9403 円 予算現額と支出済額との比較 438 万 9403 円 でございます。以上が、一般会計決算総額の概要でございます。これらの事項別明細を決算書 5 ページ以降に表示しておりますが、後程主なもののみ説明いたします。それでは、前年度との比較、決算の分析内容などは別冊の決算の概要説明に記載しておりますので、この後の説明は概要説明資料により行わせていただきます。それでは、概要説明資料の 1 ページ対前年比較表をお願い申し上げます。歳入の決算額ですが、分担金及び負担金が平成 26 年度は全体の 88.61%を構成町村の負担金で占めています。それでは、主に前年度との増減幅が 10%以上のものについて補足説明を申し上げます。まず、国庫支出金でございますが、対前年比 72.65%の減です。これは、前年度に理科や算数の授業に係る備品購入に係る補助金事業があったためによるものでございます。次に府支出金でございますが、対前年比 24.04%の増となっております。これは主に、未来づくり交付金が昨年度に比べ増加したことと、中学校委託金の学力向上システム開校事業、教育課程研究指定校事業が皆増になったことによるものであります。次に繰越金ですが、対前年比 109.11%の増となっております。これは、純繰越額が 1290 万 5859 円と、昨年度より増加となったためであります。次に連合債ですが、対前年度比 54.26%の減。これは、平成 25 年度も 26 年度も主に東部クリーンセンター更新工事に充てるため借入を行いました。平成 26 年度におきましては小額となりましたものであります。これらの合計といたしまして、7 億 777 万 8957 円でございます。前年度の平成 25 年度の比較は、4519 万 6739 円、6%の減少でございます。以上が歳入の内訳でございます。次に、2 ページでございます。歳出の対前年度比較表でございます。上段より、総務費でございますが、連合事務所及び 3 町村ネットワーク使用料に係る運営費のほか、総務課職員給与費を初めとしました共通の事務運営費のほか、監査委員費を加えまして、総額は 4802 万 6509 円でございます。前年度との比較は 967 万 5288 円、25.23%の増加でございます。これは主に、事務局長の人件費が皆増となったためでございます。続いて、民生費につきましては、平成 26 年度 1217 万 1058 円でございます。前年度の平成 25 年度との比較では 159 万 7217 円、11.6%の減少でございます。民生費の内容としましては、社会福祉費で障害者認定審査会事業・障害者自立支援協議会事業を行っております。また、児童福祉費は、児童福祉総務費と笠置児童館の運営費に分かれています。続きまして、教育費でございますが、平成 26 年度 3 億 7326 万 7986 円 平成 25 年度 3 億 3479 万 4059 円、3847 万 3927 円 11.49%の増加です。これは、主に社会教育施設費、給食業務事業費、小中学校管理費の増加によるものです。次に、公債費でございますが、平成 26 年度 1412 万 4687 円 前年度 1 億 899 万 1119 円 対前年度比 9486 万 6432 円 87.04%の減少です。これは、クリーンセンター分に係る元金

分が 9368 万 2452 円・利子分が 148 万 1056 円 償還終了により減少したためであります。資料 25・26 ページに連合債データを記載しておりますので後ほどご参照ください。以上の結果、歳出合計は、平成 25 年度と比べまして、5.27%の減少となっております。以上が、大まかな歳入歳出の主要な科目におけます、前年度との比較を含めました概要でございます。続きまして、2 ページ下段の年度別一般会計決算状況表でございます。平成 21 年度から平成 26 年度までの状況を掲載しております。続きまして、4 ページ以降の説明を行います。4・5 ページは、一般会計歳入歳出決算の 26・25 年度比較対照表です。6 ページにつきましては平成 21 年度からの歳入歳出の款・項・目の款別の年度ごとの推移となっております。7 ページにつきましては負担金・分担金の年度ごとの推移となります。分担金は東部クリーンセンターにかかる衛生費及び公債費を 3 町村からいただいております。8 ページにつきましては、一般廃棄物処理手数料の 25・26 年度実績の比較表になっております。9・10・11 ページにつきましては、東部クリーンセンターの平成 26 年度実績をそれぞれ記載しております。続きまして 12 ページでございますが、教育費の歳出決算状況を平成 22 年度から記載しております。13 ページから 24 ページまでの項目は、平成 26 年度の教育委員会活動実績を添付しております。これにつきましては、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書」として評価等を加えた冊子が出来次第配布させていただけるかと存じます。25・26 ページは先ほど述べました連合債の償還年次表となっております。以上が、決算の概要説明資料となります。それでは、決算書に戻っていただきまして。決算書の 5 ページ 平成 26 年度 一般会計 歳入歳出決算事項別明細書の方をお願いいたします。款、項、目、収入済額、収入未済額の順に、主なもののみ説明を申し上げます。1 款分担金及び負担金 1 項負担金 1 目負担金 3 億 9719 万 5000 円 0 円 これは、備考にも記述しておりますように各町村からの負担金です。2 項分担金 1 目分担金 2 億 2999 万 5000 円 0 円 これは、東部クリーンセンターに係る分担金です。2 款使用料及び手数料 7 ページお願いします。2 項手数料 2363 万 5840 円 収入未済額 63 万 8400 円 これは東部クリーンセンターへ持ち込まれたゴミの処理手数料です。4 款府支出金 1 項府補助金 1 目教育費府補助金 1420 万 4986 円 0 円となっております、主な収入といたしましては、未来づくり交付金がそれぞれの項目にあてております。内容については備考のとおりです。ページをめくっていただきまして、13 ページお願いします。7 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入 1891 万 363 円 収入未済額 3 万 800 円 主に南山城給食センターに係る、給食費及び南山城保育所への給食委託分が大きいところです。収入未済額は南山城村給食センターの給食費です。続きまして、19 ページお願いします。歳出ですが、主なもののみ申し上げます。2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 4605 万 3319 円 19 万 7681 円 主な支出としては、22 ページお願いします。12 節 役務費の ネットワーク回線経費としまして、139 万 4652 円 デジタル疎水ネットワーク回線経費 153 万 8412 円 これは、3 町村及び連合のネットワーク回線費用となります。毎年の支出となります。続きまして、29 ページお願いします。4 款衛生費、1 項環境費、1 目環境総務費 1430 万 5808 円 2 万 6192 円 主なも

のとしましては、13 節委託料 裁判訴訟着手による費用となっています。32 ページお願いします。19 節負担金補助及び交付金 81 万 4000 円 これは 施設運営協力金として下島区に 50 万円・近隣茶農家に 30 万円・大阪湾広域臨海環境整備センターへの負担金などです。4 款衛生費、2 項清掃費、2 目塵芥処理費 2 億 264 万 3817 円 1 万 1183 円 11 節需用費 クリーンセンターに係る需用費 819 万 6488 円の主なものは、バグフィルター用助剤、消石灰等薬品購入代、ゴミ袋代等です。13 節委託料 1 億 6897 万 4961 円 9039 円 詳細については、備考のとおりです。続きまして、34 ページお願いします。1 款衛生費、2 項清掃費、3 目施設整備費 2787 万 5320 円 1 万 3680 円 13 節委託料 769 万 716 円の内訳は備考のとおりでございます。続きまして、35 ページをお願いします。5 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費 7373 万 4727 円 30 万 4273 円で主なものは 38 ページお願いします。19 節負担金補助及び交付金 6464 万 1589 円で派遣職員に係る人件費となっています。内訳は備考のとおりです。続きまして 39 ページをお願いします。4 款教育費、2 項小学校費、1 目笠置小学校管理費 2091 万 6764 円 30 万 3236 円で、主なものとしましては、44 ページをお願いします。19 節負担金補助及び交付金として、笠置町職員が学校給食業務で連合へ派遣されており、人件費返還分 212 万 4641 円が計上されています。続きまして、57 ページをお願いします。5 款教育費、3 項中学校費、1 目笠置中学校管理費 3587 万 411 円 29 万 3589 円 62 ページをお願いします。15 節 工事請負費 371 万 6280 円 笠置中学校コンピュータ室空調機器改修工事を行いました支出です。19 節負担金補助及び交付金 の南山城村派遣職員人件費分返還 698 万 8306 円ですが、これは、中学校のバス運転手の職員分で上がっています。続きまして 71 ページをお願いします。5 款教育費、4 項社会教育費、1 目社会教育総務費 1607 万 6942 円 50 万 3058 円 主なものとしましては、74 ページをお願いします。13 節委託料のその他委託料 123 万 9000 円は笠置町青少年健全育成業務 20 万円と次世代体験推進事業で 103 万 9000 円となっています。19 節負担金補助及び交付金 354 万 8960 円の内 補助金 345 万 2410 円の内訳は、和東町人権教育推進協議会 15 万円、和東町青少年育成委員会運営補助 25 万円 和東町子供会運営費補助、和東町高校等通学補助などで 224 万 1410 円 南山城村文化協会団体活動補助金 63 万円 南山城村子子供会補助金 13 万 5000 円 東部ブロック P T A 連絡協議会補助 46000 円等 でございます。

続きまして、77 ページをお願いします。5 款教育費、4 項社会教育費、3 目文化財保護費 101 万 4137 円 2 万 5863 円となっています。13 節委託料の 31 万 4280 円 その他委託料の内容は、笠置山行在所跡地清掃業務委託として 24 万 9480 円 笠置山六角堂跡清掃等管理事業 6 万 4800 千円の内訳です。19 節負担金補助及び交付金の補助金 40 万 5 千円の内訳は、春光寺への補助 18 万円 田山花踊り補助 9 万円 六所神社補助 13 万 5 千円の合計となっています。続きまして、5 款教育費、5 項保健体育費、1 目保健体育総務費 375 万 578 円 7 万 5422 円となっています。80 ページをお願いします。19 節負担金補助及び交付金、192 万 1600 円の内 補助金 189 万円の内訳は、笠置町体育協会・グラウンドゴルフ・ゲートボール併せて 45 万 和東町体育協会 27 万、南山城村体育振興会・体育協会 併

せて117万円となっています。続きまして、5款教育費、5項保健体育費、2目給食業務事業費は7126万6764円 35万6236円となっています。主な支出といたしましては、82ページをお願いします。13節委託料 学校給食調理業務 1944万円 これは、南山城村学校給食センターの業者委託料です、15節工事請負費 192万6936円 これは、和束町給食センター床修繕工事費です。18節備品購入費 358万1539円は、和束町給食センターの蒸気式食器洗浄機の購入等であります。19節負担金補助及び交付金 1339万9760円の主な支出は、和束給食センター職員2名の人件費返還分となっております。6款公債費、1項公債費、1412万4687円 2313円となっています、これは、決算の概要説明で述べたとおりでございます。それでは、最後に85ページをお願いします。実質収支に関する調書を報告いたします。1歳入総額 7億777万8957円 2歳出総額 6億9817万6597円 3歳入歳出差引額 960万2360円 実質収支額 960万2360円となります。以上簡単ではございますが、決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご認定頂きますようお願い申し上げます。

◎議長(畑 武志)

ここで決算監査報告を求めます。監査委員、新田晴美議員。

◎監査委員(新田 晴美)

監査委員の新田です。ただ今から監査報告を行います。審査の対象、平成26年度相楽東部広域連合一般会計歳入歳出決算。関係書類、平成26年度相楽東部広域連合一般会計歳入歳出決算書。平成26年度相楽東部広域連合一般会計歳入歳出決算事項別明細書。平成26年度実質収支に関する調書。平成26年度財産に関する調書。審査日、平成27年10月14日。審査方法、審査に当たっては、広域連合長から提出された平成26年度相楽東部広域連合一般会計歳入歳出決算書及び関係書類が、関係法令に準拠して作成されているか、その計数が正確であるかについて、関係帳簿と照合を行うとともに、関係職員の説明を聴取して実施した。審査の結果、審査に付された平成26年度相楽東部広域連合一般会計歳入歳出決算書及び関係書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は正確で内容も適正であると認められた。決算の概要につきましては、松本連合長、井上会計管理者から説明があったとおりですので、省略させていただき、最後のページの審査意見について朗読させていただきます。審査の意見、正確な予算見積りが困難であることはichおう理解できるとしても、所管する事業等の歳入歳出額の推移や今後の見通し等を把握し、事務事業の見直しや補助金の整理、物件費の削減等、限られた財源をいかに効率的かつ計画的に使っていくか、絶えず検討を加え、対住民効果を考え、総括的な分析をその都度行い、費用対効果の面から各事業について、取捨選択が必要であり、必要性・効率性についても考えておく必要がある。本連合においては、基本的に、連合を組織する町村からの分担金及び負担金をもって運営されていることから、その運営に当たっては、構成町村の財政事情などを常に意識しながら、現状

の認識と将来にわたる財政負担等を考慮した上で、将来を展望した計画的な財政運営を進め、地域住民の生活福祉の増進に寄与されることを望むものである。業務の大勢を占める教育費の比重が極めて高く 53.46%を占めているほか、衛生費で 35.84%、合わせて 89.3%を占めている。少子高齢化により、児童数が 269 名、前年度に比較して 25 名、8.5%の減少、生徒数が 160 名、前年度に比較して 11 名、6.43%の減少となった。今後、ますます児童・生徒数が減少し、いろいろな弊害が危惧されるところである。各学校のあり方など今後の方向性を早急に検討されたい。東部クリーンセンターへの平成 26 年度のごみ搬入量は、可燃ごみが 166 万 3710 キログラムで前年度に比較して 2 万 940 キログラム、1.24%の減少、粗大ごみが 41 万 6600 キログラムで前年度に比較して 1 万 6380 キログラム、3.78%の減少、缶類が 2 万 9180 キログラムで前年度に比較して 1260 キログラム、4.14%の減少となり、総量で 210 万 9490 キログラム、前年度に比較して 3 万 8580 キログラム、1.8%の減少となったが、うち収集によるごみ量は 151 万 3870 キログラムで前年度に比較して 2 万 7950 キログラム、1.81%の減少で、持ち込みごみ量も高山ダム等より 59 万 5620 キログラムで、前年度に比較して 1 万 630 キログラム、1.75%の減少となった。平成 25 年度から、3 町村の一般家庭ごみの収集運搬等を一元化され、安定的な処理を行われているが、平成 11 年の施設稼働後 16 年が経過し、地元との公害防止協定により、東部クリーンセンターの使用期限が残すところあと 4 年となっている。平成 25 年度にごみ処理検討委員会を立ち上げ、3 町村のごみ問題をはじめ東部クリーンセンターの今後のあり方を協議されておられるが、早急に協議結果を取りまとめ、事務を進められますよう強く望むものである。以上、監査報告と致します。

◎議長(畑 武志)

審議の途中ではございますが、ただ今から 1 時まで休憩致します。

<休憩>

◎議長(畑 武志)

休憩前に引き続き会議を開きます。これより質疑を行います。4 番、岡本議員。

◎4 番(岡本 正意)

連合議員になりまして初めての決算ということもありますので、色々わからない点もありまして、ご迷惑をおかけすると思っておりますけれどもよろしくお願ひ致します。まず全体についてお聞きしたいと思うんですけれども、連合ができてかなりの年が経とうとしてるわけですが、何度か決算をうってこられたと思います。私は、こういう広域連合による教育委員会の運営というのは馴染まないんじゃないかということで、ずっと疑問を持ってるわけですが、もともとやはりこの連合というのは、当初財政事情というのを大きな背景にして教育委員会を統合するということをしたわけですから、それから数年経って



く中で、色々と各町村の財政事情というのは、まだまだ厳しい面はあると思いますけれども、当初の教育委員会を統合するという異例のですね、しかも町村合併をしてないのに統合するという異例のやり方で統合されたわけですけども、そういったことの意味自身が、現在では失われてるんじゃないかと私は思うんですね。この決算を見てますと。連合でやる意味があるのかと、教育委員会というのを。やはり早くですね当初の正しいやり方、各町村の事務へ戻していくということが決算を見ましても思うわけですけども、大変思うわけですけども、その辺を連合長としてどのように考えておりますか。

◎議長(畑 武志)

松本広域連合長。

◎広域連合長(松本 勇)

連合の中での教育委員会の統合の意義ということだと思いますが、我々3町村の財政状況もさることから、少子化が進んでいるこの現状の中で、教育委員会の立場、存在、役割というのは非常に大きいものがあるのではないかと、そんなふうに思います。特に、一般質問でも杉岡議員からも質問でありましたとおり、少子化が進む中でそれぞれの学校の抱える課題も非常に多いのではないかなと思います。私は学力面では、子どもの数が少なくなることによってマンツーマン教育が進んだ、京都府の方でも少人数学級で効果を挙げているという報告も実はございます。笠置町においても人数は非常に少ないんですが、学力面では非常に上向いているということを聞いております。そういった中でやはり問題は、多くの人数でやります体操ですとか音楽、そういったところで問題が出て来る。集団生活が出来ないというところで問題が出てくるのではないかと。そういったところの解決のためには和東町、南山城村と合同でいろんな授業を組んでいただくことで、子どもたちの団体生活のいわゆる教育が進んでいくのではないかと、そんなふうにも思います。私は今の連合教育委員会は、当然続けていくべきであると私は確信を致しております。その子どもたちの連合での教育の中身については、また教育委員会の方からご報告あろうかと思いますが、私自身は非常に効果のある連合教育委員会であると確信を致しているところでございます。

◎議長(畑 武志)

4番、岡本議員。

◎4番(岡本 正意)

どういう形であっても、現場の先生方であるとか教育委員会の職員の皆さんは与えられた条件の中で全力を尽くしているということだと思いますけども、もともとはやはり連合による教育委員会というのは、極めて財政の都合で行われたということが経過としてございます。そういう点では当初の連合する動機というのは、私はほぼ失われてるんじゃないか

というふうに思います。そこで教育長にお聞きしたいんですけど、確かに色んな意味で努力いただいていると思うんですけども、いわゆる少子化の中で、小規模校というどんどん顕著になっていくということも連合長の方からも話がありましたけれども、そういった連携の授業というのは連合以前から行われてきましたし、そういった経過もありました。よく連合ならではのと言われますけれども、別に連合じゃなくてもそれまでの経過も踏まえて、出来ることの方を私は今の現時点の授業見ましても出来ることが多いんじゃないかと私は思っているんですけど。その辺、教育長としてはどのようにお考えでしょうか。

◎議長(畑 武志)

西本教育長

◎教育長(西本 吉生)

広域連合になりまして今で7年目に入っております。教育委員会としましては、教育というのは、そもそもひとつづくり、地域づくり、これが大きな機能だと考えております。教育委員会が相楽東部のひとつづくり、地域づくりの一躍を担って、その機能を果たしているという確信を持っております。具体的には、連合だから出来るとかは本当に沢山あるんですよ。例えば合同学習なんかは典型的な例です。3町村別だったらちょっと無理です。連合によって例えば、学校教育にしましては、相互支援とか切磋琢磨、そういう中で各校のよさの教育とか相互支援が行われて、学校の活性化に私はつながっていると思っております。学校間交流、合同学習による児童生徒の意欲の向上、それから教職員研修、これも連合だから全員が集まってできるという大きなメリットがあります。また人事管理の広域化による適材適所の人事配置、これも連合ならではのものではないかなと思っております。以上です。

◎議長(畑 武志)

4番、岡本議員。

◎4番(岡本 正意)

連合でやられる以上は、連合でやってる方がメリットがあるということは思われると思いますけれど、やはり出発点からして極めてお互いの都合で作られた教育委員会であるということは事実でありますし、今言われたそういった連合でしか出来ないという話もありましたけれど、本当にそうなのかと私は思うんですよ。少子化うんぬんというのは、全国で起こっているんですけど、こういう形で全ての事務を広域連合で教育委員会をやるなんていうところはここができて以降も全国でありません。それはやはり各町村の小さくても独自性がある中で、それぞれの子どもたちをどう育てていくのかというのを真剣に考える中で財政に左右されないですね、分野であるということ踏まえた中での措置だと私は思っております。そういう意味でも、そろそろその辺しっかり検討いただきたいというふう

に強く要望しときたいと思うんです。あと具体的な問題について少しいくつかお聞きしたいんですけども、平成26年度におきまして、いわゆる小中学校等の施設整備、備品等そういうものについて少しお聞きしたいんですけど、いわゆる空調設備整備について、平成26年度におきましても行われませんでした。いわゆる経過としては、平成23年度に温度調査が行われまして、24年度にはそれを踏まえた見積等の調査が行われました。本来であるならば翌年25年度、26年度で整備されていくのが筋だと思いますけれど、それもされてないというのが26年度の経過だと思います。まず確認しておきたいのは、そうであるけれど学校の現場としては、23年度にやられた温度調査もありますように30℃を超えるような実態がある。ということはいわゆるご存知だと思いますけれど、文科省の学校環境衛生基準や厚生労働省の労働安全衛生法に照らしても、ただちに改善すべき状態であるということは、教育委員会としてもそう認識されてるとは思いますけれどそれはそれでよろしいですか。

◎議長(畑 武志)

西本教育長

◎教育長(西本 吉生)

前回は申し上げましたように、この件に関しては教育委員会の計画通りに進めております。以上です。

◎議長(畑 武志)

4番、岡本議員。

◎4番(岡本 正意)

私が聞いてますのは、平成26年度のそういう理由で整備されませんでしたけれど、学校の現状として、いわゆる文科省の基準であるとか、厚生労働省の労働環境衛生基準のいわれたる基準からすれば、遅滞なく改善すべき状態にあったことはお認めになりますかと聞いてるんです。

◎議長(畑 武志)

西本教育長

◎教育長(西本 吉生)

文科省からのそういう知らせは当然頭に入っております。でも出来ることと出来ないこと、文科省から言われたら全てできるわけではありません。前回も言わせてもらいましたように、危ない所が沢山ありますから、順番にやらせてもらっております。

◎議長(畑 武志)

4 番、岡本議員。

◎4 番(岡本 正意)

聞いてますのは、質問の中身をよく聞いていただきたいんです。言われるのはわかりますよ。私が言っているのは、学校の校舎の現状として 30℃を超えるような状態の日が長く続いたりとか、そういう猛暑による改善が必要な状態にあったことはお認めになりますねっていうことを聞いています。そういう大変きつい状況であったということ、そのものは改善すべき状態にあったということは、お認めになりますねって聞いているんです。

◎議長(畑 武志)

西本教育長

◎教育長(西本 吉生)

実際には 30℃超えたことも当然ありますし、それはそれなりに普通教室から特別教室へ避難すると色々な手をうってやっております。

◎議長(畑 武志)

4 番、岡本議員。

◎4 番(岡本 正意)

特別教室に避難しなくちゃならないような状態になったということですよ。やはり文科省が言ったからとすぐになるもんじゃないのはそうなんですけれども、示しているような基準からすれば遅滞なく改善すべき状態であることは否めないというふうに思うんです。そういう状態にもかかわらず、平成 25 年度にも保護者からも色々なクレームの声が上がったり、それを受けて当時の PTA も要望書を校長の了承のもとで提出されたり、学校現場では先生方が授業中に朦朧とするような事態もあったりする中で、業務用の扇風機等急遽配置されとか PTA のお金を使ってでも扇風機が配置されるであるとか、こういった状況にあったわけです。今、教育長がお認めになったように。そういう意味ではあれこれじゃなくって、本当に子どもたちに先生方の健康や命を守っていくという問題として捉えるのであれば、何においても優先的にすべきことだったんじゃないのかとお聞きしてるんです。しかし教育委員会としては、26 年度においても各関係する町村に予算要求さえされてません。された上で、ちょっとお金がないんでということで出来ませんでしたということではなく、教育委員会から要望さえされてない、というのが事実だったと思うんですが。これはやはり和東町長としてもその当時、教育委員会から要請があれば受けていきたいと話されてたわけです。そういうことから考えて、教育委員会としてこの問題に対して大変な軽視があったと。

いわゆるあれこれの一つであって再優先の問題ではないということで放置されたと私は思うんですね。その辺はそうじゃないんですか。いかがですか。大したことはない、なんとかならだろうと避難すれば、なんとかならんだから別に急いでやる必要はないという認識で、予算要求さえされなかったと私は思うんですけど。それはそれでよろしいですか。

◎議長(畑 武志)

西本教育長

◎教育長(西本 吉生)

何回も言ってますけどね、やる必要がないんじゃないんです。それ以外にもっとやることがあったということです。それから今おっしゃったように教職員が意識朦朧となったとかこっちは何もそんなこと聞いてません。

◎議長(畑 武志)

4 番、岡本議員。

◎4 番(岡本 正意)

それは大変実態を掴んでおられなかったということですよ。いわゆる教育委員会はクーラー効いてますからね。その辺の現場の痛みというのは、どこまでわかっておられたのかわりませんが、いわゆる 30℃を超えればですね、教育委員会では当然のようにクーラーかけられますよね。そういう意味では、やはりいろんなことがあるから、これは後回してもいいのではなくて、やはりそういう子どもたちの命や健康に関わって毎年この時期になれば、どこどこで熱中症で倒れたとか、搬送されたとかあちこちで報道されてるわけです。そういう問題とすれば、平成 23 年度にそういう現状を掴んでおきながら、未だに整備されてないというのは、やはり軽視があったというふうに言わざるを得ませんし、あれこれの一つであって、優先ではないという姿勢というのが 26 年度の中で整備されなかった大変大きな原因ではないかというふうに言わざるを得ないというふうに思います。それは大変指摘しておきたいと思うんです。それともう 1 点ですね、違う問題ですけどお聞きしたいのは、平成 26 年度の和東中学校の事業の中で、これは前にも指摘しましたけれど、改めて決算で確認しておきたいと思うんですけども、いわゆるスキー研修ありますよね。スキー学習ですよ。これね、経過については今回いろいろ説明いただきましたけれど、大変大事な問題だと思っているんですよ。要はチャーターをしていたはずのバスが来なくてですね、大変出発が遅れて、日程の変更を余儀なくされたという経過がありましたけれど、その辺決算でありますので、教育委員会としてはどのようにそういう事態になった原因であるとか、実際には事業を続けられたわけですけど、どのようにフォローされたか説明いただけますか。

◎議長(畑 武志)

稲垣教育次長。

◎教育次長(稲垣 公美)

学校教育課長から詳しく答弁させていただきます。

◎議長(畑 武志)

学校教育課長

◎学校教育課長(竹谷 秀俊)

26年度にスキー研修のバスが朝、予定通りに到着しなかったということで、急遽代替のバスを手配しまして、時間の方を送らせて研修の方へ向かったということでございます。原因につきましては、バス会社と連絡調整が最終的には取れてなかったと。これにつきましてはバス会社、教育委員会、そして学校3者それぞれやるべきことがあったらというところで、現状の制度を見直しまして、必ず契約書の締結を前提として事務を進めるよう改めております。授業の方につきましては、時間は予定よりも遅れましたが、途中の食事の時間を調整等、時間を短縮できるところは短縮して、必要な計画はほぼ計画通りやることが出来たというふうに聞いております。こういったことが今後あってはならないと思っておりますので、今後とも契約等、大きなイベントについては支障が出ないように連絡を密に進めて参りたいと思っております。

◎議長(畑 武志)

4番、岡本議員。

◎4番(岡本 正意)

経過についてはそういうことですが、要はバスが遅れたとかいうことじゃなくてチャーター自身できていなかったということです。それによって遅れてどうこうなったということは、総評として大事な問題ですし、今後二度とないようにしていただきたいと思えますけれど、私が一番この問題で懸念しているのは、要は一から当日、一からバスをチャーターし直して、要は来るはずだったバスが来ないことで混乱されただろうし、どうすればいいのかと言う点でいろんな事がされて実際いろんなフォローされたわけだけれど、要はちょっとその辺遠足に行くというわけではないのですね。富山県のいわゆる山間地というか豪雪地帯に行くとき。そういった意味で運転手だって急遽言われてすぐ行きますって話、プロだからその辺は大丈夫かもしれないけれど、いろんな意味で混乱している中で授業そのものをちゃんと再確認して、予備日をちゃんとあてたわけだから、もう一回仕切りなおしてちゃ

んに行くことがやはり私は現場として、私は保護者として言いますとね、大変そういった懸念があったわけです。そういった対応されたので、その辺で言うとやはり教育委員会としてもその辺対応されたと思うけれど、そういう判断が結果として無事に帰ってきたからそれでいいじゃないかと言われるかも知れないけれど、やはりそういったものも何ら選択肢にもならず、とにかく行くことが最優先されて、安全の問題とかそういったものが十分やはり確認されないまま行かれたと私は思っておりますけども、その辺の判断について学校現場、それから教育委員会として適切だったというふうにお思いですか。

◎議長(畑 武志)

竹谷教育課長

◎学校教育課長(竹谷 秀俊)

当日の研修につきましては、最終的には学校の判断でございます。当然、判断する要素としましては、スキー研修での予定した学習内容をこなせるかどうか、そういったものを含めて検討された結果、日を改めるよりもこの日に行くという判断をされたと思っております。

◎議長(畑 武志)

4番、岡本議員。

◎4番(岡本 正意)

だからまあ適切だったということですかね。そのやはりその辺どういうふうにされて行かれたのかというのも保護者にほとんど説明もありません。帰ってきてからも。ただ単に不手際があってすいませんでしたぐらいのことくらいしか話されてません。どういうフォローされたのかも詳しい説明もありません。やはり何もなかったからそれでよかったということじゃなくて、これは明らかに説明会の時点からそうでしたけれど、学校のですよ、毎年やっているから何も起こらないだろうというような学校現場の緩みというか、それから安全神話といいますかね、というのもあったと思います。もちろんそのような背景には、先生の多忙があるんじゃないかと思うんです。大変近辺というのは大変混んでた。いろんな日程が。その中で、だからミスしていいというわけじゃないですけども、その中で言えば十分予備日も含めて、何のために予備日があるのかといえども子どもたちに安全とかちゃんと確保した上で行くということがあるからあると思うんですよ。そういうことが十分に議論されて行く判断されたとは到底思えないと。最後は学校が判断したからとあるかもしれないけれど、教育委員会としてその辺はどういうふうに総括されるのかと大変大事だと思います。この問題だけじゃなくって修学旅行とか他にいろんな校外活動あるわけですから。それを実施する上で、どういうふうに判断するのかということは大変大事な私は今回の大きいミスだったと思うんです。そういう意味では、教訓として、その辺教育委員会として今回

もよしとして全部無事に終わったからではなくて、やはり今後こういうことあっても困るけれど、同じようなことが起こった時にどういう判断するのかという意味では、余裕を持って判断できるようにするというのが、大変大事だってぐらいはやはりちゃんと教訓としていただきたいなと思うんですけど、その辺いかがですか。

◎議長(畑 武志)

西本教育長。

◎教育長(西本 吉生)

今回の件ではですね、遅れてそれからその遅れる時間の問題もあると思います。教育課程を実施する上でこれで十分行けるかどうか、当然途中で安心安全もあります。そのことを踏まえて、学校側に出して実際に実施しました。だから今回の学校の判断は、教育委員会として間違っていないと思います。ただ、バスが遅れたということは、これはチェックミス、これは当然あったわけです。そのところについては教育委員会としても学校に今後こういうことがないように指導したところですよ。こんなとこで了解いただけませんか。以上です。

◎議長(畑 武志)

4 番、岡本議員。

◎4 番(岡本 正意)

了解も何も説明受けてませんからね。学校の方から。そういうことを含めて、そういったことをちゃんと説明責任を果たしてないこと自身もちゃんとそれはそれで教育委員会として、学校の方にそれはそれで適切な指導をいただきたいなというふうに思います。文書は出されましたけれど、何も不手際があったとしか書いてません。そんなことで説明っていうんだったら国とかと同じですわ。だからそういうふうではそういうちゃんと子どもたちの命を預かる事業をされているんだったら、そこで起こっているミスとかについてちゃんとした説明をしてやっていただきたいなと、何分においても説明が足りないと思います。学校の教育に関係しては。と思いますので、そういう問題としてとらまえていただきたいというふうに思います。次にですね、この事業の中で別のことですが、いわゆる図書の巡回事業をしていただいています。これ自身は大変積極的な事業でいい事業だと思っておりますけれど、その辺の26年度の各小中での巡回図書司書の配置の事業についてちょっと説明いただきたいと思います。

◎議長(畑 武志)

学校教育課長



◎学校教育課長(竹谷 秀俊)

26年度の図書巡回事業につきましては、25年度と同様で、各小学校、中学校週1回巡回をしております。

◎議長(畑 武志)

4番、岡本議員。

◎4番(岡本 正意)

いわゆる以前はなかったわけですから、各週1回であったとしても専門の司書の方が学校図書館に来られて、この間、数年かけて図書の整理であるとか補修であるとか、小学校では特に、子どもたちへの読み聞かせ、またブックトークも含めて、時間の限りがある中でありますけれどもしていただいているということは、大変喜ばしいことだと思っています。ただやはり前の一般質問でも要望いたしましたけれども、やはり今の週1回のいわゆる巡回ということでは、やはりなかなか司書の先生の力を十分に発揮していただいて、読書活動だけではなくて、教科の活動、または子どもたちの発達に応じた本との出会であるとか、そういったものを含めてフォロー、サポートすることはなかなか困難だというふうに思うんです。そういう点では今後こういった取組を踏まえてですね、巡回日の増であるとか、常設に向けた今後の取組を是非発展していただきたいというものなんですけれども、その辺の今後の方向性はいかがでしょうか。

◎議長(畑 武志)

西本教育長。

◎教育長(西本 吉生)

現在は、各小学校ごとに1日ずつ回らせてもらっています。今のところ子どもの人数がそんなに多くありませんので、週1で回りきれないということは聞いておりません。これは学校現場でもそうですし、司書さん本人からも是非それぞれもう1日行かしてもらいたいと声も聞いておりません。ただ、子どもたちがどんどん読書力が高まって、そうする必要がある場合は当然考えていきたいと、この間もお答えしたとおりです。以上です。

◎議長(畑 武志)

4番、岡本議員。

◎4番(岡本 正意)

子どもの数が少ないからというのはあまり関係ないと思うんですよね。前も言われましたけれど、やはり順番が逆というか、そういうのが高まったら置きますとか言うのじゃなく

って、実際に全国的に言えば常設していただいて、大きないろんな意味で単に本を読む量が増えるとかじゃなくって、様々な意味で大きな役割を果たしている例はいくらでもあるんです。そのためにやはり、そういう館内にはそんなに沢山の在庫があるわけじゃなくて、小規模校ならではの一人一人が目配りできるこういった状況の中で、そういった方がもっと関わりが深まれば大きな役割を果たしていただけるというふうに思いますので、そこは是非前向きに検討もいただきたいというふうに思います。それともう1点だけですね、ごみの関係いきたいと思います。いわゆるクリーンセンターの関係ですけれど、いろいろ一般質問等でもありましたが、あと数年で稼働時期が終了するというところまで来ました。ですけども一つ確認したいのは、いわゆる周辺のクリーンセンター周辺の地域の皆さんにいろいろそれはそれでご迷惑もかけ、ご理解をいただいて稼働しているわけですけども、残念ながら稼働当初からまだ協定も結べていない地域も残されてると思うんですけども。その辺今の現状についてはどのようになってるんでしょうか。

◎議長(畑 武志)

堀広域副連合長。

◎広域副連合長(堀 忠雄)

ただ今のご質問にお答えさせていただきたいと思います。私お答えさせてもらってるのは、当時この調停に努力したという立場におるものですから、その当時は銭司がまだ調停をしてもらっていません。東部塵芥としてはこの条件でこうこうということで、こちらからはたらきかけて答えを待っているという段階であり、いつの間にかその答えがなく、事実化してきているんですが、私は文書でもって協定を結んでいるということやなしに、私どものお示しさせていただいた内容というのは反論がないわけです。だからご承認いただいてということで進めていった。そういう中で今のこういうことで私当時それに関わった時の関係でお答えさせてもらいました。以上です。

◎議長(畑 武志)

4番、岡本議員。

◎4番(岡本 正意)

協定書はないけれどご理解はいただいているという大変ある意味都合のいい思い込みというか、考え方というか。何も言っていないから紙とかちゃんとしたものないけれども、もういいんじゃないかという言い方ですよ。それは大変いいかげんじゃないかと思うんですよ。そういう点ではいろいろ銭司区の皆さんにもいろんなご都合とかいろんなお考えがあつて、なかなかそういったご理解をいただけないままあと数年残すのみという状況になってること自身は私はある意味異常だと思うんですよ。言ったらそういうふうにこっ

ちが言ったことを向こうが何も言ってこないからもう理解してもらったんだということは、こちらとしては何もあれから何もはたらきかけてないということですよね。そこはやはり住民の皆さんの理解を得て稼働していくと言う点では、今の答弁を聞いているとどうなのかというふうに思いますし、そこちょっとやはり問題あるのかと思います。それとですね、その件はそれで結構ですけど、状態はよくわかりましたので。あと決算の、まだ質問中ですけど。

◎議長(畑 武志)

堀広域副連合長。

◎広域副連合長(堀 忠雄)

議長の方から指名がありましたので、ちょっとお答えしていきたいと。私の質問が少し丁寧じゃなかったということで申し上げます。当時、私も覚えておりますが池田区長さんでありました。池田区長さんとお話しをさせていただいた。示させていただいた。協定は結べてないですけど、いわゆる環境問題に調査しなきゃならないところが。ここは地元区長との連絡を取り合って、皆さん決算を見ていただいたらわかりますように地元の銭司の調査、環境調査全部進めております。そういう意味では実質的に協定書等を結ばれた地域となんら形のない影響の中で事実進んでおります。ただ、今の区長さんとは今までの経過があるから協定ということではないですけども、そういうことは守ってくださいということで守ってきました。環境調査はやっております。その異議申し建ても何も言ってきましたから、私は先ほど申し上げたように一方的じゃなしに全て文書であるものがどうかやなしに、相手に通じた話としてやっております。ここを丁寧に申し上げておかないと誤解を申し上げます。ちょっと悪かったですけれどもお答えさせていただきます。以上です。

◎議長(畑 武志)

4番、岡本議員。

◎4番(岡本 正意)

そんなもんかという感じですよ。協定というものが。それだと協定結ばなくていいじゃないですか。他の所でも。それで口約束で頼みます。よろしく頼みます。ああわかりましたで済むんであったら、いちいち協定結ばなくたってお互いの信頼関係で済むだったらいいんじゃないですか。協定結んだ意味もないし。それで済むんだったら大変簡単な行政だなというふうに言わざるを得ないと。その辺例えば区長さんとの見解変わったらどうするんですか。当時の区長さんとの関係だけで信頼関係ありますみたいな。それだけで協定もいらんだとなれば大変それは事務としてどうなのかと。大変事務としていい加減だなと言わざるをえないと。そうやっていわゆる今まで協定結べてこなかったこちらとしての瑕疵って

うんですか、いうものを何か合理化するようなものを、瑕疵っていうたらあれですけど。いわゆるそういう状態を合理化するために言われたようにしか私は思えませんし、それで済むんだったらそれぞれの各所で結ばれた協定というのはどんな意味があるのかというふうに言わざるをえないというふうに思います。それで最後にですね、今回の決算の中でクリーンセンターのいろんな改修が、当初になかったことも含めて何ヶ所かされておりますけれども、当初予算に上げられなかった部分で3つか4つぐらい後で補修された部分がありますけれども、こういういった部分というのは当初の所で予想できなかったことなのか。突発なことなのか。そのへんの判断はどうだったんですか。その辺いかがでしょうか。

◎議長(畑 武志)

堀広域副連合長。

◎広域副連合長(堀 忠雄)

ただ今の岡本議員からのご質問の中で、協定書がなかったらあかんのかとこういう話でした。そもそも協定書を結ぶ根拠はありません。やっぱり地元の方と話し合っ、そうやって約束を守っていきこうということで、お互いに真摯にしていきたいという協定書はあります。ただ協定を結ばなくても、その地域との守らなきゃならん願いがあります。それは協定書を結んだ他の地域と準じて守らせていただいている。こういうことであります。だから協定書を結んでない地域も沢山あるわけですから、あるところは隣接しているところとか。言うてこられたところはしておりますが、言うてこられないところについては協定書は結んでないところもあります。和東でも。加茂地域でもあるところはありますが、例えばうちの白栖地域とか撰原地域とかそういったところは結んでおりません。しかしそれは真摯な話し合いをもってすすめているということで、協定書のぶんではないけれど、そういうことの話し合いの結果というものは、協定書に準じた重きものとしていくべきだということで、お互い信頼の原則の中でやっているということを申し上げてちょっと補足ですがさせていただきます。ありがとうございます。

◎議長(畑 武志)

和賀環境課長。

◎環境課長(和賀 聡)

今の岡本議員のご質問ですけれども、当初前年度にメンテナンスを行った関係で悪い箇所とか当初予算組んでおるんですけれども、やっぱり日常点検の中で老朽化している機器ですので、突発的にやっぱり故障も生じます。それが故障することによりごみ焼却が停まってしまうという危険性があれば急遽そちらの方を先に優先して、メンテナンスも相談して多少遅れても大丈夫なものについては後回し、あるいは次年度にという形でそれに対応さ

せております。

◎議長(畑 武志)

9 番、橋本議員。

◎9 番(橋本 洋一)

9 番、橋本です。決算書並びに監査委員の意見書読ませて頂きました。その中で監査委員さんにお聞きしたいんですが、監査委員意見書、この一番最後のページに書かれている内容についてですが、初めの5行ほどですね、正確な予算見積が困難であることは一応理解できるとしてもということをお前提にして、幾つかの点を指摘されています。それで私どのようなもので具体的に何のことを指して言うておられるのかわかりませんでした。そこで監査委員さんの方から、この負担する事業等の歳入歳出額の推移や今後の見通し等を把握し、事務事業の見直しや、あるいは補助金の整理、あるいは物件費の削減等限られた財源をいかに効率的かつ計画的に使っていくのか、絶えず検討を加え対住民効果を考え、総括的な分析をその都度行い費用対効果の面からも、各事業について取捨選択が必要であり、必要性効率性についても考えておく必要があると。これは具体的に2、3例を上げて何のことを説明されているのかご説明をお願いしたい。私が勝手に解釈すれば、先ほど岡本議員が質問された、例えばクーラー設置等の問題について、もっとこちらの方を優先的にやれということをおっしゃられるのか、その辺りいったい決算書のどの点を指してこういうふうに指摘をされたのかお聞きをしたいと思います。監査委員さん並びに事務局の方からもこの指摘をどう受け止められたのか、そのあたりも含めてお聞きをしたいと思います。

◎議長(畑 武志)

橋本議員、監査委員さんに答弁を求めるのですか。

◎9 番(橋本 洋一)

はい。

◎議長(畑 武志)

新田議員。

◎10 番(新田 晴美)

橋本議員の質問に対して答えたいと思います。我々監査委員はいろんな課の使用されてきた金額等またそして計画と実施と異なることもあります。そうした中でこれからの行政の各町村の補正の費用対効果のそういう色んな面の各分野の教育費とかクリーンセンター等いろいろな事を検討した中で、次回の来年度28年度についてはこうしたことを重点的に

やっていたきたいというそういう思いで書かせて頂きました。

◎議長(畑 武志)

9番、橋本議員。

◎9番(橋本 洋一)

今のご説明では理解が出来ません。具体的に会計決算書の中でこういう点に不用額が出ていると、不用額が出ているのでこれはもうちょっと他に使いみちがあったんじゃないかというようなことを指摘をされているのか。これ多岐にわたってますので、そのところを具体的に何をおっしゃっているのか。この6行についてはわからないということです。事務局としてどう受け止められたのか、その点、事務局からお答えいただいて結構です。

◎議長(畑 武志)

総務課長答弁。

◎総務課長(由本 好史)

失礼いたします。初めの予算見積が困難であるという話ですが、連合規定の中でですね、負担割合が複雑でいろいろだと思えます。そのあたりにつきましてもそういった予算の見積が困難というのがあるかと思えますけれど。それと各町村の財政状況、また予算編成方針等ですねいろんなことが違ってきますので、その辺りにつきましてもいろんな事業効果を発揮できるようなことですね、必要性の効率について考えていく必要があるといったことだと理解しているところでございます。

◎議長(畑 武志)

9番、橋本議員。

◎9番(橋本 洋一)

今の答弁わかりません。一例を具体的に出して、議案書の何ページのこのところが問題だと。だから指摘したと。いう具合に具体的にあげてご説明をお願いしたいと思います。これはまくらことばですか。そうではないと思いますので監査委員さんとしてこれについてはきっちりひとつお答えいただきたいと思います。

◎議長(畑 武志)

橋本議員、何ページの何行ですか。わからないところがあったらそこを指摘して下さい。  
9番、橋本議員。

◎9 番(橋本 洋一)

意見書にこのように書かれておりますので、具体的に何ページのどこを挙げてこのように指摘をされたのかお聞きをしたいと私が言ってるのはそういう意味です。

◎議長(畑 武志)

私が聞いておりますのは全体が大きすぎまして、だから具体的に示して下さいと聞いているんです。

◎9 番(橋本 洋一)

私もこれ読みまして、わからないので具体的にどの部分を指してこういうふうにおっしゃったのか聞かせていただきたいというふうに思ってるわけです。

◎議長(畑 武志)

橋本議員、押し問答です。いくらやっても通じません。何ページですか。

◎4 番(岡本 正意)

行政が示すべきことじゃないんですか。

◎議長(畑 武志)

9 番、橋本議員。

◎9 番(橋本 洋一)

例えばですね、議案書の 31、32 ページ、塵芥処理費ですね。ここで 2 億 2,643 万 817 円が執行されたということが書かれています。そして監査委員さんのこの指摘の中でも、この点に関わって例えば、この意見書の真ん中から少し下のところですが東部クリーンセンターへの 27 年度のごみ搬入量は可燃ごみが 1,663t ほど可燃ごみが持ち込まれて、そしてそれが昨年比べて減っていると。あと全部ごみの持込量は減っているというふうに指摘をされています。ところが昨年度のこれと比較をしてみますと、塵芥処理費ですね、これを比較してみると昨年よりもゴミの量が減っているのにこの処理費は逆に五百数十万円増えていると。こういうことがこの説明書からもわかります。例えばそのことについて指摘をされたのかどうか。何を指摘されたのか私わからないので、例えばここ読んで私はごみの量が減っているのに処理費は増えていると。ここのところを一つ具体的には問題として出しますので説明をお願いしたいと思います。

◎議長(畑 武志)

和賀環境課長。

◎環境課長(和賀 聡)

今、橋本議員から質問がありました件ですけれど、確かに意見書の中では昨年度に比べてそれぞれ持込とか搬入量が減少しているとありますけれども、ご覧のとおり 1.8%であったりということであんまり大きな減量にはなっておりません。逆に 25、26 年度につきましては消費税の関係で委託料などが上がりましたのでその分増えたりとか、燃料とか電気代とか一部変わったところがありましたので、おそらくその分が増えてるかと思われます。以上です。

◎議長(畑 武志)

9 番、橋本議員。

◎9 番(橋本 洋一)

消費税の件で増えたと、具体的には 534 万円でしたかね。増えているわけで、消費税その他で増えているのかというふうなことも理解が出来ないわけではありませんが、その他です、例えば不用額が多いというのがいくつかの箇所で指摘をされます。そのことを指してこういうふうには指摘をされているのかどうか。私が聞いたかったのはそのことでありまして、今、答えられなければまた後日具体的に事務所の方へお聞きをしたいと思います。そこです、今、質問したことと関わってまだ私わからないところがあるんですが、議案書の 32 ページの委託料で冒頭に施設運転委託 5,657 万 1,420 円というのがあります。あわせてその次のページ、上から 4 つ目、収集運搬委託 8 行目です、ここも 5,657 万 1,420 円というふうにクリーンセンターの施設を運転するのに必要な経費と、それから収集運搬に要した委託料これが全く数字が円に至るまで同じだというふうにこの数字がなっております。こんなことがありうるのかどうかです。一体どのような積算根拠によってこういうふうになっているのか、そのところの説明をお願いしたいと思います。ちなみにこれは 25 年度も金額は全く同じでした。その点、ご説明をお願いしたいと思います。

◎議長(畑 武志)

環境課長。

◎環境課長(和賀 聡)

今、橋本議員から質問ありました件ですけれど、確かに施設運転委託料、収集運搬委託料とあります。同じ金額でありますけれども、これにつきましては当初 25 年 4 月 1 日から 3 年間、多年度に渡る契約ということで当初 3 業者から見積を取って選定をしたんですけれども、その業者が提示した数字でございまして、両方合わせて一括という形の委託契約になっております。それを収集と施設で半分に割ってるということでございます。



◎議長(畑 武志)

9 番、橋本議員。

◎9 番(橋本 洋一)

それですね、当初予算書を見てもおっしゃるように 25 年から変わっているわけで、なぜクリーンセンターの機械を運転する委託料と、それから運搬、これ全く別の事業ですよ。それが同一金額だというのが私は全く理解が出来ない。どういふのにこの積算を業者が出してきているのか。そこのところをはっきり提出するなりははっきりさせて下さい。私には理解が出来ない。

◎議長(畑 武志)

橋本議員。その資料については、今、持っていないようです。9 番、橋本議員。

◎9 番(橋本 洋一)

じゃあそういうことであれば後日で結構ですので、具体的な積算の根拠を示していただきたい。このように思います。それから、その次、教育委員会の方に関係することで、意見書の中で述べておられます児童数が減少について、今後、その減っていくことによって弊害が危惧されるというふうに監査委員さんは指摘をされています。その中で、今後の方向性を検討すべきだというふうなことも監査委員さんは指摘をされています。これを受けて、今確実に進んでいる人口減少、南山城小学校においても新入生は 10 人を割るような状況、ここ前後しております。大変危惧をしております、こうした監査委員さんの指摘に対して、一体これから一般行政として、どのように人口減少に対して対策を立てていこうとされているのか。現在、地方創生の総合戦略が各町村で検討され、もう既に 2 町については公表もされています。どのようにこの問題について考えておられるのか。またどういふ方向出していきたいと考えておられるのか、各連合長さん副連合長さんの方から考えを聞かせていただければと思います。

◎議長(畑 武志)

松本広域連合長。

◎広域連合長(松本 勇)

確かに少子化ということについては、これはもう我々自治体にとっては最大の課題であろうと思います。そうした中で橋本議員がおっしゃるように地方創生の中でも町の活性化をいかにかかっているかと。我々の一番の地方創生の課題は人口問題であろうと思っております。その少子化の一番主な原因は、人口減少の中でも若者が特に、減少しているという

この姿は、私たち行政としては真摯に受け止めていかなければならないだろうと。この辺が一番大きなこれからの課題となってくるように私は思います。少子化の原因も我々行政の責任だと言われればやはりそれもあるとも思うわけですが、そういった中で、これからの地方自治体のあり方といったものを真剣に考えていく必要があるだろうと思います。特に、笠置にとっては少子化、平成26年度出生0というニュースが昨年であります。非常に大きなニュースになったわけですが、こういったことも含めて我々、行政は真摯にこれからの行政のあり方といったものを考えていく必要があるだろうと、そんなふうに考えております。これは我々行政だけではなく、議員の皆様方にもご協力をいただきながら、これからの対策を考えてまいりたいとこのように思います。

◎議長(畑 武志)

堀広域副連合長。

◎広域副連合長(堀 忠雄)

お答えいたします。ただ今、連合長と話がダブるところは省略させていただきまして、和東町も総合戦略の中で人口ビジョンというのは、非常に大きな位置付けをして取り組んでいるところであります。その中で、和東町の場合には、今の流れのいわゆる価値観といいますか、意識を大きく変えていくことが私は大事だろうと思っております。今、あまりにも打算的、合理的、そういった流れに押されてしまっている。しんの試練と共生しているということ、本当に幸福感をどこに求めるか。そういったものをもう少しこれからきちっと追求していかなきゃならんじゃなかろうかと、全て今、議論になって申し訳ないんですが、一極だけでは繁栄はないと思っております。今、学術研究都市ということで非常に頭のでっかちな内容、そういったことも大事ですけど、私は、自然に恵まれた自然との共生、自然の知識というネイチャーテクノロジーというのが非常に私は重要だと思っております。そういったものが相まって世の中が良くなると思っておりますが、今後、課題は学術研究都市とこの農山村とどう融合させていくか、ここに大きな課題があるだろうと思っております。そういう中で整備を進めていこうと思っております。和東町の町づくりは、そういうイメージの中にキャッチフレーズといいますか、茶源郷といいますか桃源郷にもじった言い方で恐縮なんです。生活の中にお茶のない生活はやっぱりかなんと。お茶も分かる、わびさびを感じる世の中を作っていく、そういうことの中で農山村が生き延びる。その中に教育環境も整う。そういう環境の中から教育政策というのを先ほど教育長が言うておりますように、東部ならではの教育いうところが生まれてくるといいのになと、こういうふうに思っております。町づくりの今後の課題はそういうところをおきながら、きちっと和東町についても検討して参ります。このように思っております。以上です。

◎議長(畑 武志)

手仲広域副連合長。

◎広域副連合長(手仲 圓容)

この問題については、村が昭和30年に合併いたしました。その時人口は約3000人、前回は約3000人弱ということで、人口は合併当時とあまり変わらないんですが、子どもの数が非常に少ないということは変化をしているというふうに思っております。昨日、知事の講演があつて聞いたんですが、京都府の中でも男性で結婚しない人が3割、女性の結婚しない人が4分の1という話がありました。このまま行くと日本があと100年余りすると本当に人口が少なくなってしまうという危機感を政府も感じておりますが、政府が感じて各地方でもそれをやらないとあかんということで、今、地方創生に取り組んでいるわけでありまして、村も同じように地方創生総合戦略では、人口減対策がメインにかけられておりますけれど、いかにして人口を維持するかということを中心に大きな課題にあげております。ようするに今でも村で結婚しない若者が沢山おると。しないのかできないのか、これはいろいろ見方があるかと思ひますけれど、この辺にちょっと光をあてて結婚する人を増やす。あるいはまた一人っ子を2人3人と産んでいただくという政策をこれからとっていかなくてはならないというふうに思ひます。総合戦略でがんばって人を集めてこいという話もありますけれど、うちに人を引っ張ることによって周辺から人が少なくなるだけの話です。あっちで取ったりこっちで取ったりするだけでは人口は増えません。ですからいかにして仕事を村で起こし、そして村で結婚し子どもを産む、そういう環境整備をこれから積極的にやらなければならないというふうに思ひまして、総合戦略ではそういう問題について、きちっと反映できるような計画をしていくということをございました。少子化については、東部3町だけでなく全国的に少子化対策という問題をみんなで考え、いろんな形でやっていかなきゃならんと思ひております。

◎議長(畑 武志)

西本教育長

◎教育長(西本 吉生)

各学校の今後のあり方ということなんですが、まだ教育委員会の方で具体的に協議しているところまで行きませんが、現段階で私の考えを申し上げたいと思ひます。まずは少子高齢化というのは東部広域連合だけではありません。京都府そのものが大きな課題となっております。ちなみに15年後は14歳以下の子どもたち7万5000人減になるというような情報ももらつております。教育委員会としましては、社会の動向をです、少子高齢化だけではありません。例えば地方創生の課題とか、あるいはグローバル化への対応とか、昨今、本当に大きな課題となっております貧困問題、あるいは午前中に出てました高度情報化への対応、そんなことを総合的に考えて、今後の学校というのをあり方を考えていかなあかんと思

っております。それが単に統廃合だけでなく学校そのものの中身を含めて考えていきたいと思っております。また国の動向というのも大事なと思っております。ご承知のように義務教育学校というのが設置可能になりました。これまで学校教育法によって幼稚園、小学校、中学校、高校、大学ここへ義務教育学校、いわゆる小中一貫校です。これを作ってもいいことになりました。これも作れじゃなくて、小中一貫によってそういう効果をあげようという。これも連合としてもこれから考えていく課題ではないかというふうに思っております。教育課程で学校の授業がアクティブラーニングとか、あるいは小学校で英語科が始まるとかこんなことも含めて、具体的にどんな学校を作っていくといいかというのは、総合的に考えていきたいなというふうに思っております。いずれにしても今おかれているところをしっかりと足元を見つめながら、周りを見渡して、先を見通して学校教育を考えていきたいと思っております。以上です。

◎議長(畑 武志)

9 番、橋本議員。

◎9 番(橋本 洋一)

正副連合長、教育長ありがとうございました。今、各方のご意見、また考えおられることをお聞きしたわけなんですけれど、こういった減少になってしまっているのは、戦後歴代の政府の経済政策、社会政策その他様々な政策の中で現在のような状況が作られ、特に経済は東京に一極集中というふうなことで、大手企業があるところに人が、首都圏をはじめとして大手企業がある所に人口が集中していると。こういう現象が起こっているわけで、これは政治と経済とがそういう方向に進んでいったということであって、いわゆる地方行政を預かっていただいている皆さん方の方からも、その点については厳しく国に対する批判というものもやっていただきたいし、地方に人が集まるような政策をきっちり組んでいくというふうな要望は、是非一つ国に対してやっていただきたいというふうに思います。しかし、手仲副連合長の方からは取り合いをしたってしゃあないと。こういうお言葉もあつたわけなんですけれど、私はそれぞれの地方自治体が色んな工夫をこらして、子どもたちが地元に残ってくれるような、また地元で人口が集中していくような様々な施策というのは、これから組んでいくことによって私は可能だというふうに思います。その若い人の取り合いということになるかもわかりませんが、具体的に、例えば私が村の状況を見ておまして、なぜこの 20 代から 40 代くらいまでの方、高校や大学、専門学校を卒業するとほとんど外へ行ってしまおうと。これなんでそうなるのか、それからまた子どもを育てるために村にいては塾一つ通わすことが出来ないと。通わそうと思えば大変な家族の負担になると。だから木津川市の加茂町の高層住宅に住居を変えるとか、こういう方は村には沢山おられます。そして奥さんと子どもがそこに住居を移して、そして身近な木津川市の塾に通うというふうなことをされていますし、また通学についても、いわゆる小学生から高校の範囲が府全体に拡

大きされたような形になって、最近では京都市内まで通う高校生がいます。そういうふうになってからも大変な不便を感じて村にいては子どもに教育つけさせないと、こういうふうを考えて外へ出て行く。子どもたちも学校もがんばっていただいて、最近では郷土愛を育てるということで様々な取り組みもしていただいて、京都のことについて関心を持ち、また京都のためになんかしようと、そういうふうを考える子どもも出てきていることも私は事実やと思います。そういった様々な私たちの東部3町村の抱える課題についてやれること、これはやっぱり地方創生を利用する。またそれ以外の様々な方策を利用して地元に残ってくれる、そういう政策を是非ともこれは追求をしていただきたい。そういった点でこの26年度の決算を見ながらも雇用を増やすこと。それからまた新たな産業、村長が独自産業化を目指すというふうなこともおっしゃってますから、そういったことも具体的に新たな政策を打ち出していただいて、そして地元がなんとか目標の人口維持ができるようにがんばっていく、そういう方策を東部連合としても是非一つ打ち出していただきたいということを要望して質問を終わります。

◎議長(畑 武志)

質疑を終結いたします。これから討論を行います。討論ありませんか。4番、岡本議員。反対ですか、賛成ですか。

◎4番(岡本 正意)

反対です。和東町の岡本でございます。私は日程第1号、平成26年度相楽東部広域連合一般会計決算認定に反対の立場から討論をさせていただきます。まず第一に広域連合によるとりわけ教育委員会の統合、運営は根本的に誤りがあり容認出来ない姿勢であります。元々教育委員会の統合は、教育現場はもとより教育委員会自身も知らない所で頭ごなしに浮上し、当時の財政の都合だけで議論が進められたものでした。しかも子どもたちや地域の教育にとって極めて重大な問題だったにも関わらず、住民、学校現場、PTAなど保護者にもなんら説明も相談もないまま決められた経過があったことが連合発足から6、7年経過した今も決して認めることはできません。合併もしていないのに教育委員会のみを統合し広域連合で運営するようなケースは全国で見られません。それは教育がそれぞれの市町村にとっても財政の都合で左右できない大切な分野だからであり、それぞれの自治体の町づくりや未来と密接に関わってるからではないかと思えます。このような意味からも広域連合による教育委員会の運営は、ふさわしいとは到底言えず、連合の部分から外し、各町村の運営に早急に戻すべきと考えます。第二に教育関係について何点か指摘したいと思えます。1点目に、相楽東部ならではという言葉のもとに授業によっては安易な形で教育活動や授業の合同化を進められている点であります。26年度では、例えば成人式が初めて3町村合同で開催されましたが、内容の良し悪しは別に致しましても、合同開催とする教育委員会のもとに強い違和感を私は感じました。成人式の挨拶で教育委員長が、これからは相楽東部を皆

さんの故郷とっていただきたいと述べられましたが、行政の都合で財政の都合である意味勝手に作られた地域や行政の枠組みを無理やり押し付ける以外のなにもものでもなく、各町村の教育の独自性、地域性を損ねる意図を感じざるを得ません。また教育長は、連合によるいわゆる成果というのを何点かあげられましたけれども、どれにいたしましても、あえて連合ではなくても十分可能なことであり、連合でなくてはならない理由は私はなにもないと考えます。2点目に26年度においても普通教育の空調設備の整備が行われなかったことは、学校現場の実態からも子どもたちの健康や命を守る観点からも大変不適切であったと思います。平成23年度に温度調査を行い、24年度に見積を実施したにも関わらず、その後予算要求すらされず先送りをされてこられました。平成25年の7月には当時の和東小PTAから要望が出され、学校現場ではあまりの暑さに業務用扇風機が急遽置かれたり、PTA予算まで使って扇風機が設置されたりしておりました。教育委員会は空調設備の設置の必要性は認められつつも他にもやるべきことがあるとし、設置を先送りされてきましたが、異常な猛暑や高温への対策は言うまでもなく、労働安全衛生法が定める環境整備の観点から必要であるとともに、何よりも子どもたちの健康と命を守る観点からも、本来先送りできない優先されるべき問題であり、認識の甘さや軽視があったといわざるを得ません。今後、平成28年度においてようやく中学校から順次設置が進められる予定となっておりますが、もっとも必要とされる1学期後半から稼働できるよう対応いただきたいというふうに強く要望しておきたいと思っております。3点目に義務教育に係る経済的負担への軽減の姿勢と取組が極めて弱く不十分であると。詳細は除きますが義務教育は無償としている憲法26条の趣旨を踏まえ、教育費に係る経済的負担の軽減に積極的に取り組まれることを強く求めたいと思っております。次に、第3に塵芥処理に係る点についてであります。クリーンセンターの稼働終了まで数年と残す中、今後の方向性やごみ処理のあり方などを明確に示す必要が差し迫っておりますが、検討されているものの未だに何も示されておらず、取組は極めて遅れていると思われれます。施設稼働の前後には地元地域に甚大な迷惑と負担をしいた苦い経験からも、一刻も早い方向性のイメージと協議が必要と考えます。運営に関しましても稼働後も周辺土地の問題やテールアルメ問題などが続き、未だに解決を見ていない点や稼働合意のない地域が未だに残されていたり、環境対策について今も地元から厳しい声を立て続けるなど、これほど問題山積の事態も異常と言わざるを得ません。また質疑の中で塵芥処理の委託料に関して、いわゆる施設運転委託と収集運搬委託の同額であるという点について十分な説明をされなかったこともあります。施設の運営の根幹に関わる部分であり極めて遺憾と言わざるを得ません。早急に詳細について明らかにされることを望みます。最後に広報であります。各町村の対外的な顔とも言え、また住民へのきめ細かい情報提供を求められる広報誌の発行をれんげいというある意味中途半端な形で行うことは、広報本来の役割を果たす上でふさわしくないと考えております。広報誌の発行についても各町村の事務に戻すことが私は適切だと考えております。このことを強く求めたいと思っております。以上につきまして指摘をさせていただきます、本決算認定への反対討論と致します。

◎議長(畑 武志)

他にありませんか。討論を終結いたします。これより採決致します。認定第1号、平成26年度相楽東部広域連合一般会計決算認定の件については原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。挙手多数です。したがって認定第1号、平成26年度相楽東部広域連合一般会計決算認定の件については原案のとおり認定されました。会議の途中ですがただ今から2時25分まで休憩致します。

<10分間休憩>

◎議長(畑 武志)

休憩前に引き続き会議を開きます。日程第2、議案第7号、平成27年度相楽東部広域連合一般会計補正予算第2号の件を議題と致します。提案理由の説明を求めます。松本広域連合長。

◎広域連合長(松本 勇)

議案第7号、平成27年度相楽東部広域連合一般会計補正予算(第2号)について、ご提案申し上げます。歳入歳出予算の総額8億5,994万8千円に、歳入歳出それぞれ609万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,603万9千円とするものでございます。今回の補正は、平成26年度の剰余金を分担金及び負担金と相殺するとともに、テールアルメ裁判に関連する迂回路改修工事及び盛土亀裂部分への雨水流入対策工事に関するものが、主なものでございます。よろしく御審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

◎議長(畑 武志)

続いて議案の説明を求めます。総務課長。

◎総務課長(由本 好史)

それでは議案第7号、平成27年度相楽東部広域連合一般会計補正予算第2号について概要を説明させていただきます。予算書の1ページをご覧ください。今回の補正は、609万1千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,603万9千円とするものでございます。それでは、歳入、予算書の11ページをご覧ください。平成26年度決算の実質収支額が960万2千円でございます。既に当初予算で前年度繰越金を130万円計上しておりますので、その差額830万2千円を増額補正し、分担金及び負担金と相殺しております。資料の2ページの平成26年度不用額精算分と記載しておりますとおりでございます。次に、歳出予算書の13ページ、それと資料の3ページをご覧ください。2款、

総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費で17万6千円の増額補正をしております。委託料で財務・決算システムのリモート保守用ソフトウェアのサポートが年度末を持って終了することになりますので、リモート保守環境更新・構築作業委託といたしまして補正をするものでございます。次に、4款、衛生費、1項、環境費、1目、環境総務費で42万5千円の増額補正をしております。裁判につきましては、今年度一杯は続くと予想されますので、環境課指導員にかかる人件費分を補正するものでございます。次に、同款、2項、清掃費、3目、施設整備費で549万円の増額補正をしております。テールアルメ擁壁に接する町道を避けてセンター内に迂回路を設けておりますが、利用者から改善を求められましたので、迂回路改修を行うための測量並びに実施設計業務委託として48万6千円、それと迂回路を改修するにあたり大木を伐採する必要がありますので、その伐採費用といたしまして5万3千円、委託料計で53万9千円。それと、工事請負費といたしまして495万1千円 迂回路改修工事といたしまして330万円、それと平成20年度にテールアルメ擁壁及び建物周辺盛土亀裂箇所ブルーシートを設置しておりましたが、経年劣化でブルーシートが破れてしまいいまして、現在は雨ざらし状態となっております。ウエスコからも裁判所を通じまして早急な対策を施すよう指摘をされておりますので、耐久性を持たせるための対策工事といたしまして、165万1千円の補正を行っているものでございます。簡単ですが、議案の概要説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長(畑 武志)

これから質疑を行います。質疑ありませんか。5番、西岡議員。

◎5番(西岡 良祐)

5番、西岡です。補正予算の件で1点質問させていただきます。今、説明にありましたけれど、14ページですけれど工事請負費、これが495万1千円ということで補正あげられております。この件につきましては前回の総務厚生委員会の方ではこの話は全然出ておられなかった。先ほど一般質問でも岡田議員の方から安全安心ということでいろいろ指摘ありましたけれど、こういうものは補正よりももっと初期から予算としてあげてやっていくということじゃなかったんですか。我々、議会運営委員会の中でこれが出てきたもんですので、それでこれはどういうこっちゃということで現場も視察に行ってきました。なるほど、やってあげないと安全上に問題があるなというようなことと、この雨水対策で今165万1千円の説明もありましたけれど、これ現状を見ますとなんであそこまで放ってあって大丈夫なのかと。それまでも問題が起こっている場所であるので、建物の地層がちゃんとうたれているから大丈夫だという説明を前から受けてますけれど、あのような状態は雨水が染みこんでいってその分はかなり下がっております。今何メートル下がっているのかちょっと確認は私しておりませんが、見た目ではかなりズレが起こっております。このことからして、やってもらうのは当然やるべきであると、現地も見せてもらいまして安堵しましたけれど、



総務委員会とかやってるんやからその場でこういう問題あるんやったら出していただきたい。どのように考えておられたのかちょっと連合長答弁をお願いします。

◎議長(畑 武志)

松本広域連合長。

◎広域連合長(松本 勇)

今回の補正の常任委員会の中で工事請負費の説明がなかったということでございます。私もこの総務常任委員会の場に参加させていただいておまして、申し訳ございませんが私も気が付かなかったのは私どもの不行き届きであると反省を致しております。そういった中で議会運営委員会の中でもご審議をいただきながら現場等を視察いただき、その今回の補正に対する考えを皆様方でお求めいただいたということにつきましては厚く御礼を申し上げます。やはり総務厚生常任委員会等におきましても当然説明すべきであったかと思えます。そういったことについてはお詫び申し上げながら、今後こういうことがないように十分に注意を払って行きたいと思っております。以上でございます。

◎議長(畑 武志)

5番、西岡議員。

◎5番(西岡 良祐)

5番、西岡です。そういうことでやられるのはやっていただいていると私は思いますけれど、もう1点質問させてもらいますけれど、この資料もらってますね。この写真で左の写真の土手を削り取るという形で行われると思うんですけど、これ現地私ら見せてもらった素人的に見ても、このこぶを削り取ると上の高さというのはだいぶ高い土手になっとるんですよ。そこはなんの擁壁等の処置もさせておりませんので、これを削って現地での説明ではブロックを積むとか言う話でしたけれど、そんな程度の擁壁でこの土手は安全上大丈夫なのか。そのへんの設計というか計算はされているんですか。どうですか。

◎議長(畑 武志)

和賀環境課長。

◎環境課長(和賀 聡)

今、西岡議員からご質問あった件ですけど、これにつきましては事前に前回の迂回路の協力ももらった和束町の建設事業課にも夏から相談かけておまして、ご指摘のとおりここを削り取るだけでは上から岩とか落ちてきて、今回は立木の伐採も入っておるんですけど、木も倒れてくるのでそうならないようにブロックを積むということで、実際にこれは

実施設計が上がってきた段階で工法がわかるということなんですけれども、極力安全面を考えた設計金額、その辺業者の方と十分詰めます。

◎議長(畑 武志)

5 番、西岡議員。

◎5 番(西岡 良祐)

西岡です。これ設計業務委託ということで48万6千円をみておられるわけやね。これ今から設計するんですか。

◎議長(畑 武志)

和賀環境課長。

◎環境課長(和賀 聡)

はい、西岡議員ご質問ありますが、実際これ迂回路までは既に前回の設計、測量入っておりますけれど、今回のこの斜面を削る分につきましては、測量とかは入っておりませんので新たにこの部分だけの実施設計ということで、参考見積りを前回この迂回路の実施設計をやった業者に見積を取っております。

◎議長(畑 武志)

5 番、西岡議員。

◎5 番(西岡 良祐)

そしたら、設計をさせてみたらまたこの工事費用というのは上がってくる可能性はあるんですか。どうですか。

◎議長(畑 武志)

和賀環境課長。

◎環境課長(和賀 聡)

この330万なんですけれども、実際のところは和東町の建設事業課の方でもざっとですけども金額を出してもらっております。おそらくこの範囲内でいけるということで、そういうふうなデータをもらっております。

◎議長(畑 武志)

5 番、西岡議員。

◎5 番(西岡 良祐)

わかりました。私心配してるのは安全面、先ほど言うたブロックを積むくらいでこれがもつのかどうか。地盤が下がっている場所でもあるので、よけい心配するんですけど。そのへん後で問題を出やんように十分な設計をさせるようによろしく願いしときたいと思います。

◎議長(畑 武志)

6 番、廣尾議員。

◎5 番(廣尾 正男)

今、西岡議員からございましたように、私も総務常任委員会で委員長を務めています。そういう問題はありませんでしたけれど、これ議運でこういう工事等について説明がありましたので、緊急やもえない場合について私は委員会終わってからでも、説明を受けましたのでこの間議運で。これは早急にすべきだと思います。この図面ですね。私らは現場に行って説明を受けました。だいたいのことは認識しましたが、現場に行っていない方については図面の説明と、右側の一番上ですね、いわゆるビニール貼ってるやつ。これ現在、竹でこうやってますやな。竹は1年ほどしたら腐ってくるから、現状竹でやったやつをもう1回竹でこうして上にビニール貼るのか。それやったらもう2年ほどしたらまた変えないといかんから、そこら辺の関係とビニールが薄いですやろ。薄いビニールをどのくらいのにしたら何年もつかということも考えてやってもらえたらありがたいと。周辺ずっと調査して見ますと竹で支えにしてあるだけで、もうすこしかちっとしたやつをやってもらわんことには具合悪いと私はそう思いますけれどその辺どうですか。

◎議長(畑 武志)

和賀環境課長。

◎環境課長(和賀 聡)

今、廣尾議員の方からご質問ありましたけれども、この箇所測りましたら80㎡ぐらいあるんです。これ平成20年度にブルーシートを当初は応急的にということで、雨水入らないようにということで工事を行ったんですけど、やっぱり経年劣化でビニールシートというのは破れやすいものになっておりますし、中の竹についても一部破損している部分もありますので、今回きれいにブルーシートと竹の支柱を取り去って新たにステンレスの支柱を組み立てて上に波板を貼るような形で検討しております。

◎5 番(廣尾 正男)

わかりました。

◎議長(畑 武志)  
7番、岡田議員。

◎7番(岡田 勇)  
7番の岡田です。今の発言にしても、この写真はいつ取った写真なの。

◎議長(畑 武志)  
和賀環境課長。

◎環境課長(和賀 聡)  
この写真につきましては、今年度です。今年とった写真であります。

◎議長(畑 武志)  
7番、岡田議員。

◎7番(岡田 勇)  
この写真で言うたら左側ですね。これロープなの、なんなの写ってるのは。建物あって左側。

◎議長(畑 武志)  
和賀環境課長。

◎環境課長(和賀 聡)  
この枠までの写真の左側ですか。これシャッターです。

◎議長(畑 武志)  
7番、岡田議員。

◎7番(岡田 勇)  
そうすると今回ですね、直すということでちゃんとした図面を作ってこれみんなに提供すべきです。そうでないといけない沙汰やったら理解がしにくい。これの設計は誰がされたんですか。指導、こういうふうにしなさいということはどうなたにされたんですか。和東町の建設課ですか。どこですか。

◎議長(畑 武志)

和賀環境課長。

◎環境課長(和賀 聡)

これにつきましては、前回の時は平成 20 年度は地元の業者さんの方で、当時雨水がうまく外側に出さないということで、庁内の舗装とかもひっくるめて委託したそれに付随する工事ということで発注しております、図面等とかはその時残っております。今回につきましては、波板をうつとかいうのは地元の業者さんの方に委託する予定であります。

◎議長(畑 武志)

7 番、岡田議員。

◎7 番(岡田 勇)

地元の誰なん、業者さんに頼んだの。ちゃんとした設計屋に頼んだの。例え 100 万の仕事でもきちっと専門的な設計屋にお願いするべきやと。前のやった業者にちょっと言うてなそんな感じでは無責任やで。それとブルーシート何のために付けてるの。ブルーシート 20 年につけたというけれど。これは水を避けるためだけでしょ。抜本的な何もできてない。なんでこれブルーシート外して下のとこいらわないの。それ裁判所やないけどいろたらあかん言われたの。もっと土を入れて沈下しないようにできるん違う。なんでそのままの状態の上だけシートかぶせて水は落ちたらかなん。そういう工事をなんでやんの。もっと直すんやったら誠意を持ってちゃんとした安心安全をできるような直し方をせんといかんのちゃうか。ブルーシートは雨が落ちてきてそれを避けるための工事なんですか。それを残してて何をしようとしてるの。現況を。さわったらあかんということですか。絶対に現況を。

◎議長(畑 武志)

波多野環境指導員。

◎環境指導員(波多野 幸雄)

私の方から今までの経過を踏まえて、平成 19 年に控訴したわけですが、20 年にその当時から工事中からですけど年々多少雨の降った度に雨水が浸透することによって変形をしているという中で、まず雨水を止めましょうと。外へ出しましょうという目的でやらせていただきました。その結果、この裁判をすすめる中でその雨水だけの処理ではだめだと。基礎から全部やり直さないといけないということになりますので、基礎からやるとなると非常に高額にもなりますし、まず変状を止めるための 1 案としてまず雨水が入らないような対策を取りましょうということで、平成 20 年にやりましたけれど、それでも止まらずにだんだん下がっていると。自重といういろんな関係で変状できて最終的にはこ

れがもたないようになったということと同時に劣化してブルーシートをやったということで、裁判がこんだけ長くなってる結果ですね、もう終わるだろうと延び延びになっておりましたけれど、高裁いった段階でまた裁判所の方からいろいろ提案があつて、もう少しこれ延びるだろうということであるので、この際工事中のも含めてこれ以上変状しないように少しでも止めよということのお金にしても最低の価格で、当然岡田議員さんがおっしゃるようにやろうと思ったら全部下からやらないといけないので、今やっても永久的なもの作ってもまた全部取り直さないといけませんので、基礎からやってくこともできませんので当面雨水が入らない程度で覆いをしましょうということ。これが全て弁護団の方とも相談しながら、先ほど提案の理由でもありましたようにウエスコの方からも少しそういうふうな提案が、毎月1回測量されてるんですよ。変状の状況を。どういう立場かわかりませんがされてます。そういう提案が来ましたので最低雨水が入らないようなことの策はすべきと違いますかということがありましたので今回提案させていただいたというところでございます。おっしゃるとおり大々的にするのが一番いいんですけど、それについてはある程度の決着が着く、その中で検討していきたいというふうに思っております。

◎議長(畑 武志)

7番、岡田議員。

◎7番(岡田 勇)

今、波多野さんはウエスコから指導を受けたとかおっしゃったよね。ウエスコは裁判の相手ですよ。その裁判の相手になんでそんなこと教えてもらうの。おかしいちゃうの。訴訟している相手に指導受けるの。そんな理屈どこにあります。

◎議長(畑 武志)

波多野環境指導員。

◎環境指導員(波多野 幸雄)

うちの方から依頼をして指導をうけたわけじゃありません。ウエスコのほうが自発的に裁判所の方に提案をされて、裁判所の方からこういう意見が出てますよということで、もう1年ほど前からそういう提案出てます。それについてはうちの方も専門家の意見も聞かせていただきながら、このまま行ったら転倒する恐れがあるのでこれ以上変状を進行させないためにも雨水対策はすべきだという意見の中で今回実施をするというところです。うちの方から依頼して向こうからお願いしたものではありませんのでその辺は一つよろしくお願い致します。

◎議長(畑 武志)

7 番、岡田議員。

◎7 番(岡田 勇)

例え向こうから言うてきても、訴訟してるのに争っている相手に。それはあかんよ。だからここに過去の事を言いますと非常に悪いんですけど、いろんな議事録抜粋したんですけど、これね実は 25 年の第 2 回の相楽郡広域連合議会の臨時会、25 年 5 月 11 日、この時のちょっと言いますと、議長ちょっと悪いんですけど、これ私一般質問の時に時間がなかったと言う機会がないので、今、丁度そういう工事の関連もありますのでちょっとだけ時間を下さい。その時に連合長は手仲村長です。その時にテールアルメの対策工事を見直した結果という見直したということ。これは見直したということはどういうことを見直したのか。これ皆さんも過去のことだからはいそれでよろしいよとおっしゃったかもしれないけれど、見直したら結局、私一般質問でも言いましたように設計図書は必ずあるんです。その設計は何を根拠に見直したのか。それと新たにそのテールアルメの除去、撤去する。これを設置する工事として 5585 万をその当時なとるんです。これはあくまでも裁判の請求の金額、現実にはまだしてません。これも波多野さんがおっしゃってるんですけど、根拠 5585 万の根拠を設計図書。撤去するのに 5500 万がテールアルメがどこへ撤去して持って行ってどうしてするんです。どうして運ぶ。それで何㎡あるのか。そういうこと全て明らかにして出されたのか、ただ漠然とこのくらいかかると言うのか。それは出すべきだと思いますよ。それ今かかっておりませんか。こういうことで内訳書があるでしょ。工事のね。それ全部精算に 5500 万、今のどういいますか 100 万の工事でも皆さんご存知やと思いますけれど、設計を作ってきたと出しますわ。この 5500 万と非常に大きな数字なんですよ。これも出したのか出さないのか。皆さんにそうしてしたのかしてないのか。この点も明らかにしてほしいんです。それをずっと一般質問でも私が申し上げたとおりに、工事が終われば直します。それまで待っていただきたいというのが先ほどおっしゃった方針ですね。それで今度は、堀連合長はおっしゃったんです。工事、例えば先ほど裁判が終わったら直ちに直しますとおっしゃっているけど、その当時はもらったからと言って直すか直さないことは別の話である。堀副連合長は言うてはる。それから気が変わったんですか。今の話聞いてますとお互いは直ったらすぐに直す。裁判で勝ったらすぐに直しますとおっしゃってますね。その当時、25 年だから 2 年は前の話では。議事録にはもらったからと言って直すか直さないは別話でありますと言うてここにおっしゃってるんです。2 年経ちますね。今 2 年経って裁判勝ったらすぐに直しますということをおっしゃったと思うんですけど。その当時はまだわからなかったということですね。そう理解してもいいんですか。

◎議長(畑 武志)

波多野環境指導員。

◎環境指導員(波多野 幸雄)

今、前段の件でございますけれど、この訴訟の時の一番最初テールアルメの対策として1億2300万の要求を致しております。その根拠は当初このテールアルメを作る時の設計、数量的なもの、これを全部平成19年の時の統一単価に換算して出したものが1億2300万です。そのままずっと裁判を続けている中で結果的には基礎からやり直さなければならないということが判明しましたので、追加としてこれは平成25年の11月の時に追加請求の議決を頂いておるわけでございますけれど、その中で前に使った同じ数量の中に平成25年度の統一単価に置き換え、プラス基礎からやり直さなあかんということで全部一面撤去する、そのときに迂回路を含めて5585万2000円という数字を出しました。これ当然、前にあった作った分の数量がありますからそれを全部撤去するということの中に25年度の単価を入れております。数量的なことについては当初のウエスコ、日立が作った実施設計のテールアルメの分だけを引用して数量的にはそれを使っておりますので、改めてうちの方で測量したり設計を組んだわけではございませんので、それを根拠にして訴えを損害賠償として訴えておりますので、何も根拠が無いことはありません。ただちゃんとした根拠をもって裁判所の方に提出しております。その提出する段階においては、当然議会の承認を得るということで、その時の追加としまして多分その時テールアルメ対策として1億8,926万6,000円の追加として最終的に約3億1,200万ですね、の損害賠償請求としてテールアルメ対策としてやるということで、改めて3億1千何百万の作るための測量とかそういうものはうちの方の中ではコンサル入れたりはしておりませんので、そのへん一つご理解いただきたいというふうに思っております。

◎議長(畑 武志)

堀広域副連合長。

◎広域副連合長(堀 忠雄)

私は1点、この直す直さないは別問題ということはどうやったかというお話を今、聞いております。これもう少し具体的にわかりやすく説明すると今、波多野指導員おっしゃったように新たに損害賠償請求するときに基礎としての考え方がきますから、その基礎としての考え方が、その基礎としての数字が今度全部それがその当時やらなきゃならんと。それはそうじゃない。またその時は別の問題ですよ。だからこれは損害賠償を出すための根拠としての考え方を申し上げてますので、必ずしもそういう方法があったかといって今度どういう結果が出るか知らんけれど、その設計に拘束は受けませんよというのがはっきり分かったら、これはある程度別問題やと。こういう話になつとるんです。ということでご理解いただきたい。

◎議長(畑 武志)



7 番、岡田議員。

◎7 番(岡田 勇)

つまり過去のデータを参考にしてそれで金額を 25 年当時の金額を入れて書いたんですね。そういうことやね。そうするともしくは裁判に勝つとそれが認められるんですね。実際工事がかかることはこれが 2 年 3 年かかっていったらプラスアルファになりますよね。ならざるを得ない。その当時のやつでしてるんだから。そのプラスアルファはまた請求するんですか。そのとおり勝ったら。できないですよ。多分出来ないと思いますよ。かなりの金額これ変わってきますよ。倍ぐらいになるんじゃないですか。実際するとしたら。そんなに簡単にできません。そういうことも考えたうえでの請求をされてるのか。それともう一つ、堀副連合長、あなたその前の人のことは参考で聞くだけ、これからするのはこっちの勝手やというような言い方されてるのに、この文書見るともらったからといって直すか直さないかはまた別の話やというようなことを、どういう事を言うてはるのか理解に苦しむんですわ。どうも下りを読んだかて理解しにくい。だけど今となつては、裁判に勝ったらただちに直しますということを先ほど申されました。これを信用しています。信用せざるを得ないですけど、私はあくまで言いたいのは長らく放置しておいてまだ未だに手付かずで放っておくことはおかしいやないかと。ただちに直すべきであるというのは主張してるんです。しかしあなた方の言い分は財政上の問題があるから、裁判が終わるまで待ってくださいということをおっしゃってます。それはそれで仕方ない。しかしその間にもし事故が起きた場合には誰が責任を取るんですか。私が指摘しているので、責任はあんたらにあるんですよ。執行者側に。だからその 3 人そろって町長辞めはったらしまいですから。辞めはる前に一筆書いてください。孫の末代まで私たちは責任を取りますということを書いて下さい。それくらいのことをして心を決めてやらんとこんなん出来ませんよ。京都府下でもこの 3 町長は一番優秀で尊敬しております。にもかかわらず行動が非常に鈍い。それだけが欠点。頭脳明晰は確か。これは認めましょう。しかし行動が鈍いからちょっともう少ししっかりしてもらわんと、辞めてしまたら私知りませんでは困ります。だから辞める前に私は町長としてこの問題については責任をもって解決します。もしくはできなかつたら孫末代まで責任を持ちますということを書いて下さい。

◎議長(畑 武志)

堀副連合長。

◎広域副連合長(堀 忠雄)

実はもう 1 回正確に申し上げますと、訴訟として損害賠償求めてます。損害賠償としての根拠を示す設計と言いますか計算が必要です。その計算書によって損害額が確定したとしましょう。その計算書どおりに執行するということはありません。やるときには当然、実施

設計やりますからこれは影響受けるものはありません。こういう申し上げ方が正しいわけです。そういうことでご理解頂きたい。それと今言われたように、速やかにやらなきゃならんというこれは安心安全から。ただ一つでも今の状況は手を付けられない。裁判所の許可とって手続きをとらなければ。これ3人とも安心安全を頭に命じておりますので、しかしそれは求めておりますがそういう状況の中でご理解を頂きたい。こういうことですので、前の時はちょっと荒っぽい言い方しましたが、するかしないかはというのは私も聞いててちょっと荒っぽすぎたなど。その方が説明よくわかっていいのかなと。こういうふうにしてよく理解してもらってそうやからこそ今こうやって印象に残ってもらったから、非常に私はその時答弁は効果的であったとこのように理解しております。よろしく申し上げます。

◎議長(畑 武志)

7番、岡田議員。

◎7番(岡田 勇)

要は意気込みを示してくださいということが我々の願いです。それと一般質問につきましては3つのことの返事は返ってきてないんです。全然、答弁。たとえ一つ目は西部塵埃に参入したい話をされましたか。いつ頃どんな話をされましたかと聞いたんです。それでなし。二つ目は民間に委託するという、どんな方法で民間に委託するのですかと。これもありません。三つ目は延長をお願いしたいということをお願いしたんですがこれもまたなし。だからその三つをちゃんと答えて欲しかったんですけど、今聞いてもよろしいですか。議長、今の質問させてもらってもよろしいですか。

◎議長(畑 武志)

どうぞ。

◎7番(岡田 勇)

それ言いました。どうぞお答え下さい。

◎議長(畑 武志)

松本連合長。

◎広域連合長(松本 勇)

実のところ、先程も申しましたように検討委員会で色々と検討中であるということでございます。西部塵芥に混ぜてもらえるのか、あるいは民間にお願いするのか、延長をお願いしたいのか、それも三つとも本当はかなり難しい課題だと思います。我々と致しましたらそのいずれかで決着をするならばそれに越したことはないんですが、なかなか三通りの方法に

ついてはかなりハードルが高いと私は感じております。西部塵芥につきましてもまだ建設がされていない。これからという段階であります。それから民間委託にいたしましては、永久的に民間でお願いするというわけにはいかないと思います。これの裏には廃掃法という法律がある。それから延長をお願いしたい、この延長もやはり地域の方の同意がまず必要であると、この3点ともいろいろ難しい大きなハードルを控えてるわけでございますので、そう簡単には行かないだろうなどはと思いますが、もうあと3年という期間を残しての話ですので、もうそろそろ結論を出していくべきでないかなとそんなふうに思います。それに当初の一番最初のご挨拶の中でも申し上げましたとおり12月にかかりまもなく検討委員会を持たれるということでございますので、その結果を待ちたいと考えております。

◎議長(畑 武志)

岡田議員。

◎7番(岡田 勇)

あのですね、1番目の参入するところですね、これ手仲副連合長の過去におっしゃったと思うんです。相楽郡の町村が、京都府はそれで一つだということを確認した。確認したのは誰と誰と誰が言っててそういうことを確認されたのか。当然入れてもらうという話のことでしょうと思うんです。京都府が話したのか、それとも町村長、木津川市を含めて皆よって、その当時まだ建設はできてなかったんですよ。今はできてます。ほとんど建物ですけど、造成はできてます。まだ2年ほどはかかると思いますが。そういう方針でいくんやったら今、既にこれから協議を持って、木津川市の西部塵埃の方々とか、例えば木津川市長と。それを努力して今からもっていかないとその時点で時間が経ってしまって遅れてしまうということになると思うんです。それともう一つは民間委託、この民間委託って非常に難しいことですね。なかなかそうは簡単に自分らの地域では自分らのごみは処理しなさいということは決まっていますからね。それは難しい。それはどうするのか。どこにほりにいかんなんか。ほるわけにはいかない。相楽郡から出ることはあまり好まれない。そういうことも問題にあります。ただ延長も今、言うた住民が絶対に反対をしております。ハードルが高い。高いがゆえに早く手当をしないとだめですよということを私は言いたい。もう3年あまりで出来ますか。出来なかったらどうするんです。また責任問題になりますよ。3年です。手仲副連合長はいやはるけれど、あとの2人はいやへんかもわからへん。そういうことだから今のうちにやっぱり早く手当をしてくださいということは、このごみ問題一番大事なことなですから、それは私はもちろん議員は願っているんです。検討委員会おっしゃったけど、検討委員会とろとろしててあんたどないなりますねん。1ヶ月に1ぺんか2へんほど必ず会議すると言うてるわりには全然できてない。言うこととすることが全く正反対ですからそれではだめですよ。もっと進めなさい。前へ。前進あるのみ。そういうことです。

◎議長(畑 武志)

手仲広域副連合長。

◎広域副連合長(手仲 圓容)

私が連合長であった時のことを岡田議員がおっしゃってます。相楽 5 市町村長で確認をしたのは平成 20 年です。河井市長、木村町長、それからその 3 人であったと思うんやけれども、松本町長はその時いてはったんやな。5 人で相楽の将来のごみ処理は 1 箇所にしようということで、これは京都府のごみ計画の中にも載っております、これに基づいて将来はごみ処理施設は一つですよという確認をいたしました。その時は西部塵芥が作るという話は出ておりませんし、その中では一つの場所ということで公印を押して確認書を作りました。その西部塵芥がすすんでしております。西部塵芥の方に正式に申し入れたのかどうかという話については、いろんな向こうの都合もありましてこの議場では答弁を差し控えさせていただきます。この後、もうまもなく検討委員会の答えが出ますので、それを基に全員の議員の皆さんと協議をしたいと思っておりますので、その中でそういったいろいろな民間委託の内輪の話、西部塵芥の内輪の話も含めて皆さんとご相談しながら前に進める話を続けていきたいと私は思っております。検討委員会も昨年末に答えが出るように私の時をお願いをしておきました。でも京都大学の浅利先生のいろんな都合がありまして、少し時間を下さいということで延びております。それが 12 月まで延びたということでございます。非常に申し訳ないと思っております。ご理解を頂きたいなと思っております。

◎議長(畑 武志)

7 番、岡田議員。

◎7 番(岡田 勇)

最後になりますけれど、今、手仲副連合長がおっしゃったそれを期待しているところであります。努力はしてるということは認めますけれど、こういう場でそれなりに公開してもらった方が皆さんにわかると思うんですけど、よろしくお願ひしたいと思ひます。それと検討委員会ですけれど、検討委員会が発足したのがいつで、今まで何回会議をされたのか。確かに今言う先生が都合があるとおっしゃってますけれど、どうしても月 2 回でも開いてでもそれができないということ手仲副連合長おっしゃってましたので、そのペースでいってもらわんとまた先送り先送りになってきたら結果が出るのが遅れてしまうということなんですよね。いつ結果を出しますかというくらいの、例えば来年 1 月までに出しますとか、来年の 10 月までに出しますとか言うてもらわないと、後ろがどんどん詰まってくるのでそれによって動かないとわかりませんよね。そういうことを含めてそれだけを最後にお願ひしたいんです。検討委員会の詰めです。どれくらいに出るのか出ないのか。

◎議長(畑 武志)

松本広域連合長。

◎広域連合長(松本 勇)

検討委員会の設立あるいは回数等については事務局の方から答弁いたしますが、やはりこの検討委員会、結論を早く出すべきだと私も思っております。当初の予定では1年前の12月に出す予定でしたが未だに出ておりませんが、12月の先ほど私、申し上げましたが、具体的には12月8日くらいに結論が出るように聞いておりますので、その結論を踏まえて皆さん方にもご相談を申し上げていきたいと思っております。

◎議長(畑 武志)

和賀環境課長。

◎環境課長(和賀 聡)

今、岡田議員からのご質問ですけれども、検討委員会を立ち上げましたのが去年の1月22日、1回目開きまして、そこから計4回開きました。12月までに。それで委員長から協議した結果、ちょっと延長して今、30年度以降のごみ処理ともう一つが必ず民間に委託するにしろ広域的処理するにしろ必ずごみの減量化という条件を付けられる場合もありますので、それを一旦検討委員会外れて3町村の環境担当課と協議して4回くらい会議を行っております。それで直近がもう来週12月8日検討委員会5回目を再開しまして、そこで結論まとめる予定でおります。

◎議長(畑 武志)

5番、西岡議員。

◎5番(西岡 良祐)

5番、西岡です。ちょっと質問、今の話ですけどね、その話はもうあれですやろ、今、検討してる8日の日に結論が出るというてるのはごみの減量化対策についての結論じゃないんですか。前から総務委員会でも私言うてますけれども、これより検討委員会言うのは最終的に前に連合長の時に2段階でやっていくと。第1弾の検討委員会はいろんな諸々のことを検討していただいて、2段階目の検討資料としてやってもらうという形で言われましたね。だからそれで進めていかなあかんねんけれど、まだごみの減量化対策をこの間総務委員会でもおっしゃってたけれども、その減量化言うのは私いつも言ってるけれど、そんな減量化は常日頃から考えていくより業務でしょそれは。そやけれど今、検討委員会を発足させた趣旨はこの東部じんかいのごみ処理センターをあと4年と書いておりますけれど3年余りで期限が切れるから、その後どうしていくのかという大きな問題を抱えてその検討するため

に検討委員会を発足させてもらったわけでしょ。これ 8 日の日にどういう結論が出るんですか。

◎議長(畑 武志)

和賀環境課長。

◎環境課長(和賀 聡)

今、西岡議員からご指摘いただきましたとおり、来週 8 日なんですけれども、それにつきましては 2 点ありまして、今までの 3 通りの方向性、30 年度以後というのは大きく分けて 3 通りの方法しかないので、そのメリットデメリットをもう 1 回整理し直すのと、それと今まで煮詰めてまいりましたごみ減量化対策、それをもってセットで結論という形で考えております。

◎議長(畑 武志)

5 番、西岡議員。

◎5 番(西岡 良祐)

そうしたらその 3 通りのメリットデメリットのやつを 8 日くらいに出してもらえのやったら結構ですよ。それ出るんですか。

◎議長(畑 武志)

和賀環境課長。

◎環境課長(和賀 聡)

来週の 8 日はもうそれでもって 3 通りのメリットデメリットそれもひっくるめて検討委員会の結論という形で出します。

◎議長(畑 武志)

5 番、西岡議員。

◎5 番(西岡 良祐)

わかりました。それでよろしくお願ひします。それともう 1 点、この補正で出してもらった工事請負費 495 万 1,000 円とそれから委託料 53 万 9,000 円ですか、これは賠償請求の金額で追加されていくものなんですか。どうなんですか。

◎議長(畑 武志)

波多野環境指導員。

◎環境指導員(波多野 幸雄)

これにつきましては弁護士の方とも相談しておりまして追加請求をする予定しております。

◎議長(畑 武志)

4 番、岡本議員。

◎4 番(岡本 正意)

このいわゆる迂回路の改修工事とテールアルメ擁壁及び雨水対策というのは、いわゆる対処療法にしても必要なものであるということで提案いただいているんですけども、それはそれでやるべきことだと思いますが、ちょっと確認したいのは、そのいわゆる迂回路の改修工事については、たしか今年開かれた公害防止委員会の場合でも前から要望してるやないかと大変厳しい意見があつて、そうなったのかもしれませんが、かなり前から指摘されてた部分じゃなかったのかと思うんですよね。今回やられるのはそれ良いことですが、今までなぜそれがちゃんと毎回言われてるのに予算化されなかったのかということを確認しておきたいのと、それから雨水対策のブルーシートが大変破れてるというのはよくわかりますけれども、こういう状態になったのは、いつ頃からこうなってるんですか。確認です。

◎議長(畑 武志)

波多野環境指導員。

◎環境指導員(波多野 幸雄)

前段でございますけれど、これは平成 22 年に迂回路は設置しました。その当時 1 ヶ月くらいは利用して頂いたんですけど、やはり重量な例えばお茶の関係の自動車が多いんですけども、満タンにすると非常にハンドルが切りにくいということは前々から聞いておりましたので、そんなこと言ったら結果論で悪いんですが、これだけ裁判が長引くとは思っておりませんでしたし、当初は全面通行止めするまでには至らずに、ある程度の期間的なものだけで利用できるというようなことで、当然これは立ち会いのもとで改修しましたので、それ以後こんだけ長くなったし、やはり基礎から全部やり直すといったら非常に工期も長くなってるのでこの際直してくださいというのが第 1 点。それから町道につきましても路肩のほうが見ていただいたらわかるように、非常に崩れが激しくなっている段階で、設置してから 3 年ぐらい前から、なんとかもし延びるようであつたら直して頂けませんかと、改修していただけませんかという地元からの要望は頂いております。それから劣化につ

きましては、確かにこれも裁判これだけ長引くとは思っておりませんでしたので、簡易な形の中で約当時 30 万くらいの程度のをやらしていただいた。2 年くらいしてから劣化が激しくなってきたということで、一部修正を部分部分しましたけれど、非常に地盤が落ちることによって支持力の柱が下がってしまって、勾配が十分とれないというような中で水が溜まったりして劣化が非常に激しくなったというところでございまして、すぐに直さなければなりませんでしたが、一審がああいう形で平成 26 年の 3 月にありましたのであと 1・2 年もあったら十分に収束するだろうということで、本格的な工事に係るところについて今ここでこれだけ金かける必要が無いんじゃないかなという形の中で、推移をしたということで結果論としてはもう少し早く対応していただければいいんじゃないかなというふうに思っておりますので、その辺を一つご理解頂きたいと思います。

◎議長(畑 武志)

4 番、岡本議員。

◎4 番(岡本 正意)

結局なんか聞いてますと、裁判が早く終わるんじゃないかと。いわゆる見通しの甘さというか裁判これ以上長くならないだろうということで、やるべきことをある意味その時終わったらできるやんというようなことで、そういう声があってもやってこなかったし、そうやって言うてる間に何かあったら責任取れないですよ。裁判を理由にして、出来ることもやってこなかったというのは、結果として今やっているという状況であると思うんです。これ自身は必要なことだから特に反対はしませんけれど、やはりもっと前にすべきことだったと思うんですよ。裁判とは関係なく。それとブルーシートもこの状況から見れば、最近じゃないですよこれはつきり言ったら。ここまできてるといのはね。ちょっと破けてそこから水が入るからちょっと直さなあきませんじゃなくて、かなりもうほとんど破れてますよね。これ見たらかなり前からこういう状態だったということですよ。そう考えたら。急にこんなになりますか普通、ならへんですよ。ということは雨水がその地面に染みこんだらそれだけ擁壁の部分に負担がかかって崩壊の危険が高まるというふうに言っておられるのに、要はここまで何もされなかったというのは、本当に危険だと思われてるのかと。大変危険だからと言われるけれど、これだけ見たらこんなになるまで放っておいて、裁判が終わるまで待つといたらとりあえず直しますわという感じで、こんなんいつたら駄々漏れになります。これやったら。全然防いでないですよこれ。雨降っても。こんだけ豪雨が言われてる時に、集中豪雨がこんだけ毎年問題だと言われている中で、まとまった雨降って染みこんだらどうなるのかとかわかることやと思うんですけどね。裁判がどうなるかが。そういう意味ではちょっと対応が今ここで予算化することそのものはいいいとしても、ちょっとあまりにも遅すぎるというか、無責任な対応されてるんじゃないかという思わざるを得ないんですけれど。その辺はどうなんですか。



◎議長(畑 武志)

松本広域連合長。

◎広域連合長(松本 勇)

ただ今のご指摘でございますが、裁判を理由に放ったらかしにしたのではないかと。やはり我々もこういった危険箇所については、鋭意危険箇所についての対策については災害防止についての対策を講じているつもりでおります。ただ、今までそういった状況だったというのは反省すべきかなとは思いますが、これを機にこれから雨水対策をやっていくというところでご理解を頂きたいと思えます。やはりこれからこの裁判の行方については皆さん方本当に注目いただいているところでございますが、早急にできるだけ裁判の結果が出るようにと思う気持ちは、我々も皆さん方も同じではないかなと、そんなふうに思えます。そういったところで、そういったことが理由にならないとは思いますが、そういったこともあったというのも事実でございます。ただ、その理由で放ったらかしにしていたという事では我々は決して思っておりませんし、これからの対策については万全を期してまいりたいとそんなふうに思えますのでご理解を賜りたいと思えます。

◎議長(畑 武志)

4番、岡本議員。

◎4番(岡本 正意)

放ったらかしやと思うんですよ。はっきり言って。現実的に。ちょっと破れましたとは違いますよこれ。裂けてきてそこから水が入りますからという、もうボロボロじゃないですかこれ。そう考えたらやっぱり放ったらかしにしてたとしか言いようがないし、そこは率直に認めてちゃんとしますということやと思うんですけどね。これに対する工事ですから、これはこれでやっていただいてちゃんと万全を期して頂きたいんですけど。あともう1点、ものすごく心配になるんですけどね、そんだけ言ったらあの擁壁が膨らんだとか、沈むとか倒壊するとか言われてることはものすごく重大なことやけど、一方でやってることはものすごくずさんと言え悪いですけどね。大丈夫みたいな感じなことしかやっておられない。というような実態だと思うんですよ。そういう中でちょっと聞きたいのは、例えば裁判が終わるかどうかは相手もあることだからまだわからない。それは横に置いといても、危険だということは認識されてると倒壊する危険性もあるという意味で、そうならば例えばそうなった場合にどういう被害が出るかとか。どういう例えばそこにおられる職員がもし危険な目にあったときにどういうふうに対処するのかとか。そのようなことは当然あると思うんです。そうなった場合にどういう対応するのかと。どういう被害が出る、被害というか周辺にどんな被害を起こるような可能性があるということは当然想定されてると思うんです。そこま

で言われるんだったら。倒壊するって言うことですよ。倒壊する可能性もあるというということも言われているんだったら、倒壊した場合にどういう被害が出るのか。いわゆる焼却炉がどうなるのかとか。そこにおられる職員さんの安全はどう守られるのかとか。周辺にどういう被害が起こるのかとか。そういうのは当然想定されて対応をうっておられるしマニュアルもあると思うんです。その辺どうなんですか。あるんですか。

◎議長(畑 武志)

松本広域連合長。

◎広域連合長(松本 勇)

被害が起きた場合の想定とおっしゃるんですが、我々はその現在の状況そのものは我々だけが現状を把握してるわけではございませんで、日立、ウエスコ、裁判所を含めて関係するそれぞれの関係者がこの場所に足を運びそれぞれに認定調査を繰り返しながら現在に至っております。そういった中で今すぐ事故が起きるのか、そういう状況ではないのも事実だと思います。裁判というのは我々危険じゃないかなんとかせいとされても、裁判中の事案でありますのでそれを我々の手でなんとかできるのか。なかなか難しい問題があるように私は思います。できないことはないようでございますが、今のところそこまでやる必要が無いという裁判所のそういうふうな感じの話を求めています。裁判所は裁判所なりにいわゆる学識経験者の意見を裁判所独自に今、求められているようにも聞きます。そういった状況の中で即、私は事故が起きるとか人命に影響を及ぼすとかということはないかと思いますが、しかしそういった事態にならないように懸命に我々も努力しているということだけはお認めを頂きたいと。この雨水対策に致しましても対応が遅れたんじゃないかということをおっしゃるわけでございますが、遅れたならば早急にこの雨水対策も進めていきたいとそんなふうに思います。やはり地元の住民の安心安全を守っていくのも我々の重要な責務であるということもわかっておりますので、何か変化起きてきた場合は、我々なりに行動を起こしていくことをさせていただけると思います。ただこれには裁判所も関係機関も全てかんでいるということだけのご理解を頂きたいと思います。

◎議長(畑 武志)

質疑を終結致します。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。討論を終結致します。これより採決致します。議案第7号、平成27年度相楽東部広域連合一般会計補正予算第2号については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。したがって議案第7号、平成27年度相楽東部広域連合一般会計補正予算第2号については原案のとおり可決されました。日程第7、議案第8号、相楽東部広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の件を議題と致します。提案理由の説明を求めます。

◎議長(畑 武志)

松本広域連合長。

◎広域連合長(松本 勇)

議案第 8 号、相楽東部広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例について、ご提案申し上げます。行政手続における特定の個人を識別するための個人の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法に対応し、個人番号をその内容に含む特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、現行の個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。よろしく御審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

◎議長(畑 武志)

続いて議案の説明を求めます。総務課長。

◎総務課長(由本 好史)

失礼いたします。それでは議案第 8 号、相楽東部広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例について概略説明を申し上げます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が制定され、住民票を有する全ての人は、個人番号を持つことになりました。個人番号は、それ以外の個人情報に比べ強力な個人識別能力を有することから、マイナンバー法では、個人番号をその内容に含む「特定個人情報」について、従来よりもさらに厳格な保護措置を講ずることとされており、番号法第 31 条において、地方公共団体は、保有する「特定個人情報」の適正な取扱いを確保するために、必要な措置を講ずることとされております。相楽東部広域連合といたしましても、法の趣旨に対応するため現行の個人情報保護条例を改正するものでございます。主な改正内容ですが特定個人情報及び情報提供等記録についての定義を追加いたしまして、「特定個人情報及び情報提供等記録の利用、提供制限、開示、訂正、利用停止等」についての規定を追加したものでございます。それでは、4 ページの新旧対照表をご覧ください。第 2 条、定義でございます。番号法において定義される「特定個人情報」、「情報提供等記録」、「保有特定情報」の用語について番号法に準じた定義を追加致したものでございます。次に第 9 条の 2、特定個人情報の目的外利用についてでございますが、番号法第 29 条において、特定個人情報を目的外利用できる場合について、通常個人情報より、さらに厳格に限定されており、番号法同様、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合のみと規定しております。次に 5 ページをお願いします。第 13 条、個人情報の開示・訂正・利用停止の請求者についてでございます。番号法第 29 条及び第 30 条で特定個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求できる者として、任意代理人も認められていることから、番号法と同様に規定しているものでございます。次に 6 ページをお願いします。第 29 条、情報提供等記録の訂正の通知先に

ついてでございますが、番号法第 30 条において、情報提供等記録を訂正した場合は、総務大臣及び情報提供者又は情報照会者に対して、通知することとされており、同様の規定としているものでございます。次に 7 ページをお願いします。第 32 条、利用停止等の請求の事由についてでございます。番号法第 29 条において、特定個人情報の利用停止等の請求が「目的外利用の制限の規定に違反したとき」「収集及び保管の制限の規定に違反したとき」「特定個人情報ファイル作成の制限の規定に違反したとき」「提供の制限の規定に違反したとき」に認められており、同様の規定としているものでございます。次に 8 ページをお願いします。附則といたしまして、この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 29 条に各号を加える改正規定（同条第 2 号に係る部分に限る。）については、番号法 附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。となっております。以上でございます。簡単でございますが説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

◎議長(畑 武志)

これから質疑を行います。質疑ありませんか。9 番、橋本議員。

◎9 番(橋本 洋一)

今、説明をお聞きしましたが、国の番号法の制定に伴って個人情報の条例等について条例の改正必要が出てきたというようなことで改正をするというご説明でありました。マイナンバー法そのものについては、多くの意見がある中で政府与党の多数で法律が制定された、そして 28 年の 1 月から実施をされているということでもあります。その中で様々な問題点が指摘をされております。特に私が気になりますのは、今回 28 年からは社会保障と税とそれから災害対策。この 3 つに限って実施をしていくということですが、先の通常国会、延長国会でいわゆるマイナンバーは銀行の口座、あるいは郵貯の口座のマイナンバー管理。またメタボ検診の結果、さらに予防接種履歴、あるいは高校授業料補助等のマイナンバー管理。こういうものが追加をされ、さらに今後、いわゆる国民健康保険をはじめとした健康保険証としての利用だとか、あるいは印鑑登録カードと一体化をするだとか、各種免許の資格確認だとか、キャッシュカードのクレジットカード等の一体化というふうに、この個人ナンバーを広い範囲で世界の各国と比べてみても、世界の各国では、アメリカにしろフランスにしろ限定された税だとか、そういった限定されたものにナンバーを使っていくと。ところが日本の場合ですね、非常に広範な利用ということが規定をされた。その方向で進んでいるわけです。そこで問題になっていることは、この情報が漏れる心配があると。現に年金では 120 万人の個人情報が漏れるという事実がありました。国は基幹系の機器、それから情報系の機器とを区別をして、情報を漏れないようにしていくというふうに言っていますが、それ漏れないという保証が 100%できるかというたらそれに対しては曖昧な答えしか返っていないし、意図的に盗み出したりあるいは公務員の中からこれを意図的に情報を漏らすというふうなことも、これは人間のやっつることですからあり得る。こういうふ

うな状況の中で非常に今後の国民生活に特に情報を利用してちょっとでも金儲けしたと、こういう国民がいるところも事実であります。これは、すでにいわゆるオレオレ詐欺だとか言われるところでもはっきりしております。そういった点からマイナンバー法については、非常に法案できましが、実施については心配をされているところであります。そのことについて提案されている広域連合としてですね、どのようにこういった情報漏洩等について考えておられるのか、そのあたりを一つ明確にさせていただきたいと思います。

◎議長(畑 武志)

松本広域連合長。各自治体で通っておりますので簡単明瞭に。

◎広域連合長(松本 勇)

わかりました。マイナンバー法につきましては、橋本議員がおっしゃるように、そういった悪用される可能性も100%ないとは言えないと思えます。しかしこれはやはり国の施策として、我々は受け取っていかねばならないだろうと。しくしくとその事務を進めているところであります。犯罪者がいるというのは、非常に残念なことなんですが、我々としてましては、これからのマイナンバー法、現在事務を進めているところでございますので、その点をご理解を賜りたいと思えます。

◎議長(畑 武志)

9番、橋本議員。

◎9番(橋本 洋一)

100%保証が漏洩がないというふうに言えないというような連合長の話でありました。そうだというふうに思います。にもかかわらず国がするんだからこれをしくしくと進めなければ仕方がないということも私は納得しかねます。本当に現在もオレオレ詐欺をはじめとする様々な詐欺が横行している中で、このマイナンバーを利用した悪質な行為、これはすでに導入している各国においても、情報漏洩問題というのは、大変な大きな問題になっており、私は連合としてもこれについては、慎重な判断を取っていただきたいということは要望して質疑を終わります。

◎議長(畑 武志)

質疑を終結致します。これより討論を行います。討論ありませんか。橋本議員。賛成ですか、反対ですか。

◎9番(橋本 洋一)

反対です。

◎議長(畑 武志)

どうぞ。

◎9 番(橋本 洋一)

反対の立場から討論をしたいと思います。この条例改正はいわゆる番号法制の制定に伴う改正であります。マイナンバー制度は来年 1 月から個人番号カードの公布が始まり実施をされていくこととなります。当面、社会保障と税、災害対策の 3 分野から事業が始まります。しかし先の国会で先ほど申し上げましたように、様々な分野での利用が準備をされており、様々な分野で情報漏洩等の問題が増えてくるというふうにマスコミをはじめとして、心配の意見が出ております。その一つはこの制度が実施される事によって国民生活のメリットはほとんどないというふうに思います。逆にカードを紛失したり、漏洩防止のための番号を管理しなければならないという煩わしい負担が増えるというデメリットがあります。二つ目にはマイナンバー制度導入と維持管理にかかる国の費用は、当初の予想でも約 3, 0 0 0 億円と相当な高額な予算が費やされ、これは国民の税金の負担が増えるという問題を含んでいます。また三つ目には、年金等の情報流出など個人情報の流出、悪用の危険性が拡大することが懸念をされています。国は基幹系システムと情報系システムとを厳密に分離するので流失は防げるとしていますが、情報漏洩を 100%防止するシステム構築は不可能というふうに考えられること。また、意図的に情報を盗み、売る人がいること。漏れた情報は社会に流通し、売買されることは明白であると指摘できることです。特に情報が集中する中間サーバーと個人が使うマイナーポータル、これを通じた情報流出は狙われやすいと言われています。以上のような問題が指摘されながらマイナンバー制度を強行し、拡大する国の意図は国民の収入や財産の実態をつぶさに掴んで税金や保険料を徴収を厳しくし、併せて社会保障費の給付制限を押しつける。こういう意図を持っていることです。そして増やした財源を軍事費や国債返済に当てることです。このような意図を持ったマイナンバー制度は断じて認めるわけには参りません。国が決めたことだから仕方がない、もう決まったのだからつべこべ言うべきでないという意見もありますが、これは国民の不利益をわかっているから見逃さず意見であります。よってこの制度を実行するための今回の条例改正は認めるわけには参りません。以上、反対討論といたします。

◎議長(畑 武志)

他にありませんか。討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第 8 号、相楽東部広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。したがって議案第 8 号、相楽東部広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。日程第 8、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。各委員長から会議規則

第 76 条の規定によりお手元に配布の申し出一覧表のとおり閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。お諮り致します。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査することにご異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査及び調査することに決定いたしました。以上で本日の日程は、全部終了致しました。本日の会議を閉じます。広域連合長あいさつ。

◎広域連合長（松本 勇）

本日、皆様方には、本当に長時間にわたりましてご協力いただきまして、ありがとうございました。これからの東部 3 町村は、非常に大きな課題を抱えてございます。皆さん方にも色々ご検討いただきながら、ご指導、ご鞭撻を賜りたいと思います。よろしくお願いを申し上げたいと思います。またこの後、皆さん方の懇親会を楽しみにいたしておりますので、よろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

◎議長(畑 武志)

これもちまして、平成 27 年相楽東部広域連合議会 第 3 回定例会を閉会いたします。本日は、ご苦勞さまでした。なお、この後 4 時より全員協議会を開催いたします。よろしくお願いをいたします。